

# 現代日本の地域スポーツ振興政策

中山 正 吉\*

Masayoshi NAKAYAMA

Policy on the Promotion of Community Sport in Modern Japan

## はじめに

戦後、スポーツをめぐる社会的状況は大きく変化し、全国的な競技会だけでなく、一般市民のスポーツに関する活動の振興が政治的施策において図られるようになった。それは、ただ単にスポーツが生活を充実させる上で重要な意味を持つことが認められるようになったからだけではない。スポーツは、社会の変動の中で生じる多様な社会的諸問題に対処するための手段としてみなされているからでもある。このような現実において、スポーツ政策研究は、スポーツ振興をめぐる理念や実践的課題の側面はもとより、社会におけるスポーツの存在構造やその意味を検討する上で欠くことのできないものとなっている。特に、近年、地域社会におけるスポーツの振興に関する政治的措置は一層強められるようになってきている。それは一方で地域社会におけるスポーツの発展を促すとともに、他方ではこの政治的措置が進められる中でスポーツはまた政治的目標達成のシステムの中に組み込まれるようになり、かつそれとの関連において地域社会におけるスポーツの構造にも変化が生じてきているようである。それに、国民スポーツや大衆スポーツと言われるものも、コミュニティ・スポーツと同様、基本的にはそのいきつところ地域社会におけるスポーツの問題として捉えられよう。このようなことから、スポーツ政策の中でも地域のスポーツと政策の問題を解明していくことが要請される。そこで、本稿ではその一環として、まず戦後のわが国における地域のスポーツに関する政策について考察し、可能な範囲で、それがわが国社会の状況の中でどのように定立され、展開されてきたのかを明らかにしようとした。それにあたり、国レベルの施策のみならず、地方自治体のそれについても研究の視野に入

れている。それは、地域のスポーツに関する政策は国のレベルにおいて統一的に決定されるが、その具体的な展開にあつては、地域独自の意思の決定ないしは選択の論理が内包されているという考えに基づいている。

## 1. 社会教育施策としての地域スポーツの振興

終戦直後のわが国のスポーツに関する政治的措置についてみると、早くも終戦1年後には地域における体育・スポーツに関する活動の振興、国民体育大会の開催、日本体育協会の運営等にかなり積極的な財政援助が行なわれていた。すなわち、昭和21年度の文部省の社会体育関係予算は当初8万円ではなかったが、臨時補助金として体育指導員配置補助費12万円、国民体育大会開催補助費40万円、また、日本体育協会補助金としても275,000円が交付されている<sup>1)</sup>。しかし、昭和23年には占領軍の意向に基づいて民間の行う社会教育に関して、ノー・サポート、ノー・コントロールの方針が打ち出され、さらに、翌年にはその趣旨に沿って社会教育法が制定される<sup>2)</sup>に伴い、体育局の廃止等施策の変更を余儀なくされたのである。そして、同法によってスポーツに関する政策は社会教育政策の一環として展開されることになり、その第十二条及び十三条の規定によりスポーツ関係団体に対する補助金交付は禁止されることになった。しかし、それにもかかわらず、文部省ではスポーツ関係団体の活動に対して財政援助を行い続けた。つまり、わが国の国際復帰への強い熱望もあつて、国際試合選手派遣については選手個人に対して援助を行うという形式をとり、さらに、国民の間に新日本建設への力強い希望を投げかけたものとして高く評価された国民体育大会<sup>3)</sup>の開催補助費については昭和28年頃までは文部省委託として日本体育協会に収められ、それ以後は開催府県を対象に補助を行う形

\* 島根大学体育研究室

がとられたのである。他方、地域のスポーツの振興に関する財政的措置は指導者講習会や情報の提供など教育やシンボル局面のごく限られたものに止められた。例えば、昭和25年では社会体育関係予算は前年度の約76%増の10,261,000円（一般会計予算額比0.00158%）となっているが、そのうちの800万円は国民体育大会補助費であり、その他に保健体育審議会、社会体育実態調査、市町村体育指導者講習会等が含まれているにすぎなかった<sup>4)</sup>。また、当時の市町村の社会体育に関する政治的措置については明確ではないが、この時期、全国の（社会）体育優

良団体においてもその事業費は一人当たり平均10～20円であるが、その振興のためには一人当たり平均20～30円の事業費を計上する必要があることが指摘されている<sup>5)</sup>。施設については、後述のように、非常に乏しい限りであった。戦後の荒廃と復旧の中で、生存の基盤となる衣食住の確保と経済の復興が最優先課題であった当時においては、それも無理からぬことであった<sup>6)</sup>。

昭和29～31年度の文部省の社会体育関係予算は表1のように示される。同予算は以前のそれとあまり変わるところはないが、その中では特に当時高まりつつあった青少年問題に関する対策として青少年の野外活動が奨励され、昭和30年度よりそのための資金が予算化され、かつ表1には含まれてはいないが、同年度から青少年野外活動施設整備補助金も交付されるようになっている。

このように、昭和24年の社会教育法の制定以後、スポーツに関する政策は社会教育政策の一環として展開されるようになり、同法に盛り込まれたノー・サポート、ノー・コントロールの原則に基づき、地域のスポーツ振興に関しても積極的な施策が講じられることはなかった。しかし、他方では、わが国独立後の体育・スポーツ政策について検討されはじめており、また昭和33年開催の第3回アジア競技大会やオリンピック大会東京招致に関連して国民一般のスポーツ振興施策について論議されるようになっていた。既に、昭和28年6月には保健体育審議会の「独立後におけるわが国体育レクリエーション並びに学校給食の振興方策に関する答申」において体育行政機構の整備・充実や体育、レクリエーション振興のための法令の制定が提案されていた。その後昭和30年には、体育局の復活の件が保健体育審議会の中心課題とされ、そのために同年4月には「体育行政特別委員会」が設置され、それについて検討されるようになった。そして、この頃になると、第3回アジア競技大会東京開催（昭和29年に決定）やオリンピック大会東京招致とともに国民のスポーツ振興について論議されはじめ、昭和30年5月31日の第22回衆議院内閣委員会においてスポーツ行政一本化の問題が取り上げられ、8月27日には厚生大臣からスポーツ局設置構想<sup>7)</sup>が発表されるなど積極的な施策案が示されるようになったのである。こうした政府の動きに対して、日本体育協会でも体育局ないしはスポーツ局の設置やスポーツ振興に関する法令の制定等を内容とした、要望書や意見書の提出を決定するなどその実現に向けて運動を展開しはじめた。こうした状況の中で昭和32年度予算にスポーツ振興の一環として体育指導員配置補助費2千万円、日本体育協会補助金1千万円が計上されたのである。しかし、日本体育協会は社会教育法に定められている社

表1 社会体育関係費（1954～1956年度）

項目	年度		
	1954年度	1955年度	1956年度
体育	千円	千円	千円
1. 保健体育審議会	61	59	59
2. 社会体育並びにレクリエーション指導者手引書作成	391	346	346
3. 運動能力調査	579	531	531
4. 国民体育館維持運営	1,395	1,366	1,636
5. 戸田漕艇場	81	80	80
6. 国民体育大会	7,830	5,300	7,000
7. アジア大会選手派遣	10,000	—	—
8. 社会体育・レクリエーション指導者講習会	219	206	206
9. 国際庭球試合	1,500	1,500	5,500
10. 第16回オリンピック大会選手派遣	—	—	20,000
11. 国立競技場建設準備社会教育特別助成	—	—	15,000
12. 青少年教育キャンプ	—	17,630	11,233
13. 全国レクリエーション大会	—	474	474
14. 全国青年大会	—	1,700	1,700
15. グライダー指導者講習	—	2,921	1,000
16. 青少年キャンプ指導者講習	—	351	—
17. 第4回学生スポーツ週間競技大会選手派遣費補助	—	3,000	—
18. 西ドイツスポーツ少年団全国大会視察団派遣費補助	—	1,000	—
19. 青少年体育指導者大会補助	—	200	—
20. マナスル登山隊派遣費補助	—	5,000	—

※1954年度の大会補助費については明らかではない。

（中山「我が国のスポーツに関する財政政策(1)」島根大学教育学部紀要15（教育科学編）昭和56年12月）

会教育関係団体として認められており、同法第十三条により国庫補助金は受け入れられないことになっていた。そこで、文部省は法制局とも打ち合わせて日本体育協会への補助金を可能ならしめる付則を設ける社会教育法一部改正案を国会に提出した。この改正法案は原案通り可決されるのであるが、参議員文教委員会の審議では、同改正法案は社会体育振興の問題との関連において論議され、次のことが決議されている<sup>8)</sup>。1. 体育行政機構の整備、拡充 2. 国体の地方持ち廻り制 3. 第3回アジア大会開催を成功裡に終えるために必要な措置を講ずること 4. オリンピック大会東京招致

この法改正に基づいた昭和32年度の社会体育関係予算は表2のように示されている。表2における○印は昭和

表2 1957年度社会体育関係費

体育	千円
1. 保健体育審議会	95
2. 社会体育並びにレクリエーション指導手引書作成	346
3. 運動能力調査	535
4. 国民体育館維持運営	1,483
5. 戸田漕艇場	80
6. 国民体育大会	7,000
7. 社会体育レクリエーション指導者講習	212
8. 国際庭球試合	1,500
⑨. 国立競技場建設	1,276,768
⑩. 体協補助	10,000
⑪. 体育指導委員設置補助	20,000
12. 国民体育館修理	1,290
13. 第5回国際学生週間競技大会選手権派遣費補助 社会教育特別助成	3,000
14. 青少年教育キャンプ	7,517
15. 全国レクリエーション大会	600
16. 全国青年大会	1,700
17. グライダ―指導者講習	1,243
18. 青少年野外活動施設	2,871

(中山「我が国のスポーツに関する財政政策(1)」島根大学教育学部紀要15(教育科学編) 昭和56年12月)

32年度新規事業を示している。

スポーツに関する予算についてみると、日本体育協会補助金1千万円、第3回アジア大会開催及びオリンピック大会東京招致準備・対策のために建設される国立競技

場建設費1,276,768,000円の他、地域レベルのスポーツ振興の一環として体育指導員配置補助費2千万円が予算化されている。これまで地域のスポーツの振興に関する施策はなおざりにされてきたが、ここに漸く具体的な措置が講じられるようになったのである。しかし、それは、第3回アジア大会開催及びオリンピック大会東京招致という大きな目標に比べれば2次的なものでしかなかった。そのため、同年2月に内閣の諮問機関として設置されたスポーツ振興会議において「スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにスポーツの国際交歓を促進するための根本方策について」の答申が出されているが、答申作成に参加した川本<sup>9)</sup>が述べているように、前後の事情をみると、実際には同審議会の答申はオリンピック大会東京招致のための積極的な措置を講ずることと、国体を存続させることが主要な目的であって、国民のスポーツに関する活動のための条件整備の提示は附随的なものであったようである。

## 2. 国民スポーツの振興

体育局が復活した、昭和33年度の文部省の社会体育関係予算は一般会計予算の0.016%にあたる209,828,000円となっているが、その大部分はアジア大会運営補助費やオリンピック招致に向けての諸準備に関するものであり、地域のスポーツの振興については、体育指導委員配置補助費が予算化されている程度であった。施設整備に関しては何ら措置は講じられてはいなかったし、また当時の財政事情もあって、地方自治体の資金支出も少なく、施設整備の面は立ち遅れていた。表3、4は地方社会教育費及び財源別割合を示したものであるが、それから当時の地域のスポーツに関する施設整備費をみてとることができる。

地方社会教育費の財源別割合では市町村支出金が最も大きく、その割合も上昇している。しかし、社会教育費実額の推移では昭和29~31年度の増加率は低下し、特に30年度では6.7%の減額となっている。体育施設費についてみると、文部省で施設について補助を行ったものは昭和30年度からの野外活動施設が唯一のものであり、表3で示された体育施設費のほとんどは市町村及び都道府県負担のものであるが、さらに社会教育費の財源別割合からみれば、体育施設費の大部分は市町村支出金であることがうかがい知れる。また、その経費は、昭和29年度を除いて、27~30年度まで減額しており、31年度でもわずか2.3%の増額でしかない。翌年度ではそれは48.9%増となっているものの、朝鮮動乱による経済の好況から企業

表3 地文社会教育費実額 (昭和24~32年度)

単位：千円

	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度
教育費総額 (A)	122,837,881	156,295,413	196,740,949	247,815,767	296,887,284
社会教育費(B)	2,388,900	5,199,634	6,348,994	6,998,391	8,303,078
公民館費	443,554	1,807,193	2,493,975	3,123,651	3,868,622
図書館費		699,703	951,969	1,098,100	1,362,217
博物館費	383,848	77,178	142,527	119,667	138,282
体育施設費	628,979	884,614	1,062,714	784,310	924,933
教育委員会が行った社会教育活動費	442,491	1,342,919	1,102,408	1,596,891	1,748,509
文化財保護費	103,026	338,026	595,401	275,772	260,515
	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度
教育費総額 (A)	333,330,129	337,973,825	360,035,610	401,894,809	
社会教育費(B)	8,437,312	7,785,350	8,110,902	9,944,377	
公民館費	4,211,408	3,667,155	3,745,262	4,497,019	未
図書館費	1,402,900	1,378,492	1,702,155	1,858,823	集
博物館費	166,704	181,988	171,295	487,815	計
体育施設費	640,625	623,235	637,269	948,620	
教育委員会が行った社会教育活動費	1,761,842	1,703,652	1,630,979	1,913,145	
文化財保護費	253,833	230,828	223,942	238,955	

(社会教育局, 社会教育10年の歩み, 昭和34年所収)

表4 財源別の地方社会教育費の百分比 (昭和24~32年度)

単位：%

昭和 年 度	総 計	地方債・寄付金以外の公費				地方債	寄付金
		公 費 合 計	国 庫 補助金	都道府県 支 出 金	市町村 支 出 金		
24		94.04	0.68	34.91	58.45	0.24	5.72
25	100.00	94.32	4.70	22.51	67.11	0.30	5.38
26	100.00	95.29	5.49	21.69	68.11	0.42	4.29
27	100.00	95.66	1.88	19.78	74.00	0.67	3.67
28	100.00	95.77	3.12	21.14	71.51	0.42	3.81
29	100.00	96.78	2.71	17.86	76.21	0.18	3.04
30	100.00	97.21	2.55	17.36	77.30	0.21	2.58
31	100.00	98.43	2.31	19.16	79.96	0.09	1.48
32	100.00	98.59	1.88	19.04	77.67	0.01	1.40

(社会教育局, 社会教育10年の歩み, 昭和34年所収)

注. 但し, 同書においては寄付金の割合について誤りがあるため, それについては公費合計と地方債の割合を差し引いた数値を表記している。

課税を中心に地方税が増収（前年度比44%増）し、文教施設など単独事業が増加した<sup>10)</sup>と言われる昭和26年度の経費には及ばない。坂田は、この時期を地方財政窮乏、深刻化の時期であり、それには特に大蔵省の国家財政優先、地方財政軽視の思想が地方財政平衡交付金の圧縮となって現れたことを指摘している<sup>11)</sup>。そのしわ寄せが、政策的にさほど重要視されていない体育施設整備費——文化財保護についても同様であるが——の減額や社会教育費に占める割合の低下になっていったように思われる。

このような状況下では地域におけるスポーツに関する施設の整備は望むべくもなく、昭和31年現在の市町村における公共体育施設整備率は市で56.9%、町で8.2%、村で1.8%であり、市町村平均では約1割（10.7%）でしかなかった。また、都道府県においてもそれは73.9%であり、12の県で県営の体育施設が整備されていない状況であった。

ところで、地方財政危機に対しては国の施策及び地方自治体の努力もあり、昭和30年には赤字は食い止められ、さらに翌年には神聖景気と称された経済の好況もあって地方財政も次第に再建の道を歩むようになる。この財政再建と、もはや戦後ではないと指摘される経済の復興とを背景にオリンピック大会東京招致に関する施策が推進されていたのであるが、他方では、文部省において体育局の復活と同時に施設整備についても検討され、昭和34年度には国民体育施設整備補助金3千万円が予算化され、また、青少年問題とも関連した、青少年のスポーツに関する活動の振興のための補助金を含む体育振興特別助成費68,032,000円が予算化されたのである。そのうち、青少年スポーツ活動助成金4,700万円の予算上の事業計

画は表5の通りである。

こうして、地域のスポーツに関する施設に加え、指導者養成や大会の開催等に関する資金が予算化されるようになったが、施設整備については補助対象市町村はわずかに11市でしかなく、それは体育館、プールの施設に限定され、しかも体育館、プール、運動広場の3種の施設が至近距離に配置され、それらが有機的かつ総合的に「スポーツ・センター」として運営されることを前提に前2者のうちいずれか1つを補助の対象とするものであった<sup>12)</sup>。前述のような施設の貧困な状況の中で示されたスポーツ・センター構想はただ単に地域における施設整備の格差をもたらすことになりかねないものでしかなかった。スポーツに関する活動の振興にしても青少年が中心であり、かつモデル措置や指導者の養成という政策としては極めて初歩的なものであった。このような施策の実情は、現状では全般的に地域のスポーツの振興を図るには財政、スポーツの状況等困難があり、そのため理念としての一般市民や国民のスポーツの振興という大きな枠だけが先行していた状況を反映したものであった。この時期の地域のスポーツの現状は、昭和35年の青少年スポーツ活動指定市町村調査<sup>13)</sup>から知ることができるが、それは次のように示されている。

集計市町村は114で、全指定市町村数に占める割合は89.1%であり、これらの市町村の社会体育関係予算は住民一人当たり28.5円となっている。施設については、なんらかの社会体育施設を有している市町村は市で94.3%、町で79.4%、村で33.3%となっており、昭和31年度の数値と較べればかなり高くなっている。しかし、その数は非常に少なく、多くの場合依然として学校体育施設の開放に頼らざるを得ない状況であることが指摘されている。組織については、体育協会が重要な位置を占めているが、その設置率は市で100%、町で75.5%、村で44.4%である。体育協会の特性に関して自発的愛好者の集まりとしてのスポーツ組織の性格を持つもの、地域社会の体育振興を主要な目的とする指導的色彩の強い体育的組織の性格をもつもの、またそれらの混合的性格をもつものの割合はそれぞれ約41%、22%、37%となっているが、市ではスポーツ組織型が上回っているのに対して町ではその割合は低く、村では皆無である。

体育協会以外の組織では公民館体育部、青年団体育部、社会体育振興地区体育会、青少年スポーツ活動振興会、体育指導委員連絡会、スポーツ・クラブなどが挙げられているが、体育協会未設置の町村の中には他の組織をもたないところがいくつかあり、スポーツの貧困さを物語っている。なお、体育協会以外の組織では青少年スポー

表5 青少年スポーツ活動特別助成金内訳

事 項	予 算
	円
青少年スポーツ活動指導者養成	5,450,000
青少年スポーツ活動青少年リーダー養成	12,350,000
ユースホステル活動指導者養成	7,200,000
指定市町村青少年スポーツ活動助成	13,800,000
スポーツバス購入費補助	4,000,000
指導資料作成費等 (保 留)	800,000
	3,400,000
合 計	47,000,000

(文部時報第986号1959年10月所収)

ツ活動の振興を主とするものが約7割を占めており、しかもその大部分は指定後に設置されているところからも当時のスポーツの貧困と指定の影響を表わしているように思える。その他、市町村独自で委嘱している指導者は44%の市町村であるが、その多くのもは無給となっている。そうした状況下においては青少年スポーツ振興についてさえも施設不足は深刻で、予算不足、組織化の困難、指導者不足など問題は山積しているのである。

わが国社会の再建と経済の復興から、社会・経済の発展期へと移行していたこの時期、国際競技会の開催、とりわけオリンピック大会東京開催の実現に向けて施策が展開されていたのである。それに附随して一般市民のスポーツに関する活動にも目が向けられるようになったのであり、上述のような地域のスポーツやそのための施策の貧困さもわが国の実情と政策の結果の一つとして理解される。しかしながら、それは同時にわが国のスポーツの振興に関する論議を導き、スポーツ振興に関する法令制定への機運を高め、昭和36年のスポーツ振興法の制定を促すことになったことも事実である。既に、日本体育協会や近畿府県体育協会長会議、各都道府県体育担当課長会等はスポーツ振興のための法令の制定について政府等への要望書や意見書の提出を決定していたし、さらに、昭和33年3月にはスポーツ振興会議から「スポーツ振興のための法的措置の強化について」の要望書が岸首相に提出されていた。文部省としても、体育局を中心にスポーツ振興法案作成に着手し始めていた。これに呼応して、11月29日に各都道府県体育関係者や各競技団体関係者等によって「スポーツ振興法制定促進全国期成会」が発足され、運動が展開されはじめた。また、12月には保健体育審議会より「スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容について」の答申が出されるなどスポーツ振興法制定への動きが本格化したのである。結局、スポーツ振興法は議員立法として昭和36年の第38回国会において成立するのであるが、同法の最大の目的はスポーツの振興に関する基本的施策を示すこと、中でも国の大幅な補助金交付の方策を確立することであった。そのため、国民の権利や義務と離れて、すなわち、国民の権利や義務に関する規定はなく、単にスポーツの振興に関する国及び地方自治体の施策の基本を明示するにとどめられている。そこに同法の限界がみられるし、国の補助についても「予算の範囲内において」とか、「政令の定めるところにより」といった制約が設けられている。前者は、国の助成は負担義務のあるものを除き、要求に応じて補助を行うというのではなく、適当な予算措置を講じておいてその範囲内で処置することにしないと財政上の目処

が立たないという理由によるものである。後者は、昭和37年のスポーツ振興法施行令によってある程度明確にされ、かつ予算上の見通しが立てば、補助対象も漸次拡大されることが期待されている<sup>14)</sup>。しかし、第十二条の施設整備の基準については放置されているのである。言わば、スポーツ振興法は、従来とそれほど異なる施策を講じているわけではなく、従来行われてきた予算措置に法的根拠を与え、それによってスポーツ振興関係予算の大幅の増額を図ったものであった。

さてスポーツ振興法制定以後の文部省の社会体育関係予算（オリンピック東京大会関係費を除く。）についてみると、それは、昭和37年度には前年度の57.7%増の396,813,000円（一般会計予算額比0.0154%）になり、38年度には37年度の37.4%増の542,623,000円（同0.0178%）となっている。また、昭和39年度では同予算は38年度の44.1%増の781,843,000円（同0.0233%）で、翌年度では39年度の64.7%増の1,287,800,000円（同0.0344%）となり、スポーツ振興法案審議の際に同法案に盛り込まれた諸事業を遂行するために必要であるとされていた10億円を初めて越えたのである（計画では昭和37年度から10億円が見込まれていた。<sup>15)</sup>）。これらの年度予算の内訳は表6のように示される<sup>16)</sup>。

表6では、学校体育施設の一部を含み、かつ金額自体も大きくはないが、比較的施設整備費の増額が著しい。また、その交付対象も、昭和34年度では体育館6カ所、プール5カ所ではしかなかったが、36年度には体育館17カ所、プール43カ所になり、翌年度には体育館は14カ所と減少したものの、プールは85カ所になり、加えて運動場建設にも補助金が交付されるようになっていく。このような施策の下での地方自治体の施設整備の状況を社会教育費からみれば、表7において示される。体育施設費は、昭和30年度には約6億2,324万円で社会教育費における割合も8.2%にすぎなかったが、35年度以降それは急増し、昭和38年度には64億8,023万円と30年度の10倍以上になり、社会教育費における割合も24.1%に達している。とは言え、現実の施設整備率は未だ低く、大都市（区）にあつては昭和35年と38年におけるその伸びは全体で平均2.7%にすぎないことも指摘されている<sup>17)</sup>。

また、文部省の地域のスポーツに関する活動の助成、すなわち地方スポーツ振興費は表8において示される。

表8にみる限りでは、それほど大きな変化はないが、その中では、従来の施策が比較的青少年のスポーツに関する活動の振興を中心に展開されていたのに対し、昭和37年度から成人をも対象とした「スポーツ教室」の開設について補助金が交付されるようになったことは特筆す

表6 体育・スポーツ主要経費

(単位 円)

項目	年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965
			(135.8%)	(39.6%)	(72.2%)	(71.3%)	(59.2%)
1.施設整備費		53,500,000	126,140,000	176,140,000	303,340,000	519,540,000	827,180,000
2.地方スポーツ振興費	}	71,035,000	72,565,000	52,336,000	54,464,000	60,540,000	68,340,000
3.スポーツ指導者養成費				23,764,000	23,764,000	24,057,000	26,558,000
4.国体等補助費		10,000,000	10,000,000	13,199,000	27,700,000	31,700,000	36,700,000
5.スポーツ団体補助費		14,700,000	14,700,000	21,013,000	36,254,000	35,254,000	76,300,000
6.国際スポーツ交歓補助費		51,354,000	6,000,000	32,554,000	21,554,000	73,354,000	38,354,000
7.国立競技場運営補助費		26,312,000	23,492,000	77,807,000	75,727,000	103,398,000	94,448,000

( ) 内の%は対前年度費増加率を示している。  
 (中山「我が国のスポーツに関する財政政策(1)」島根大学教育学部紀要15 (教育科学編) 昭和56年12月)

表7 地方社会教育費の目的別支出の推移

単位：千円

区分	公民館費	図書館費	博物館費	体育施設費	教育委員委員会が行った教育活動等の経費	総計
昭和30年度	3,667,155	1,378,492	181,988	623,235	1,703,652	7,554,522
31	3,745,262	1,702,155	171,295	637,269	1,630,979	7,886,960
32	4,497,019	1,858,823	487,815	948,620	1,914,284	9,706,561
33	4,734,222	2,232,171	437,815	1,256,405	2,364,316	11,024,929
34	5,214,189	2,309,942	280,029	1,398,410	3,363,501	12,566,071
35	5,566,786	2,621,179	356,162	1,757,406	4,219,682	14,521,215
36	7,144,297	3,398,897	380,311	3,311,133	4,598,482	18,833,120
37	8,230,964	3,830,179	544,127	5,428,229	6,466,732	24,500,231
38	8,841,582	4,352,828	618,686	6,480,227	6,587,888	26,881,211

(文部省、わが国の社会体育—現状と課題、昭和41年所収)

べきことであった。昭和39年度までの3年間に補助された教室は1,395であり、その修了者は48,000人に達し、地域や職場のスポーツに関する活動において指導的役割を果たしている者も多く、またこれまでの開設市町村数は全国市町村の25%に上り、かつ最近の傾向として市町村が単独で開設するスポーツ教室の数が増加していることが報告されている<sup>18)</sup>。それとともに、この時期の市町村における社会体育のプログラムや年間行事数などについて昭和34、37年度の青少年スポーツ活動指定市町村の調査結果から図1～3のように示されている。

年間行事数は人口規模によって異なると思われるが、図1においては市と町ではあまり差はないのに比べ、村では市と町の場合の半数にも満たない回数となっている。プログラムの内容については競技会、スポーツ教室、

非競技種目の会の順に実施回数が高くなっているが、その割合はかなり接近している。また、スポーツ教室で取り上げられている種目に関しては、野球などの球技が43.5%で最も多く、次に山、スキーなどの野外活動が20.3%となっており、以下柔、剣道などの格技、陸上競技、ダンスの順になっている。その他、運動会の実施率及び市町村の全域的な実施率は村、町、市の順に高くなっている。こうしてみると、それぞれ程度の差はあるが、この時期の市町村の施策はスポーツの教育や組織の面における教室の開設、大会の開催が中心となっており、それにシンボルないしは組織の局面にも関連する運動会の開催なども進められていたのである。

また、文部省ではスポーツ振興法制定後、地域社会における社会体育の振興のための基礎的資料収集の一環と

表8 地方スポーツ振興費 (1960~1965)

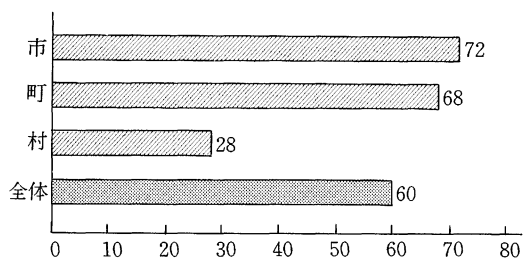
(単位 円)

年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965
1. 体育指導者研修費等補助 (46都道府県)	13,109,000	13,135,000	13,062,000	13,073,000	13,033,000	13,044,000
2. 青少年スポーツ活動指導者 講習会費補助	3,450,000 (45都道府県)	3,450,000 (45 " )	6,797,000 (45 " )	6,797,000 (46 " )	14,087,000 <sup>#</sup> (46 " )	15,922,000 <sup>#</sup> (46 " )
3. 青少年スポーツ活動少年リ ーダー講習会費補助	3,943,000 (45都道府県)	6,693,000 (44 " )				
4. 指定市町村青少年スポーツ 活動助成	15,299,000 (128市区町村)	15,300,000 (131市町村)	15,300,000 (125 " )	15,299,000 (131 " )	15,300,000 (130 " )	15,328,000 (122 " )
5. 巡回スポーツ車購入費補助	3,500,000 (2県3市町)	3,000,000 (5市町村)	3,000,000 (1県5市町村)	3,000,000 (市町村6台)	3,000,000 (6市町村)	2,530,000 (5 " )
6. スポーツ教室運営費補助			15,617,000 (364市町村 400教室)	17,179,000 (46都道府県)	18,110,000 (465市町村 512教室)	16,187,000 (414市町村 462教室)

※ この金額はキャンプ活動費及びユースホステル活動指導者講習会費補助金等を含んでいる。

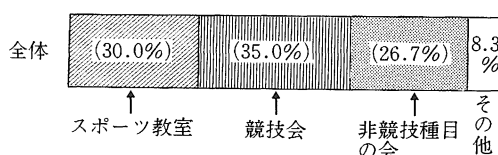
(中山「我が国のスポーツに関する財政政策(1)」島根  
大学教育学部紀要15 (教育科学編) 昭和56年12月)

図1 市町村社会体育年間行事回数



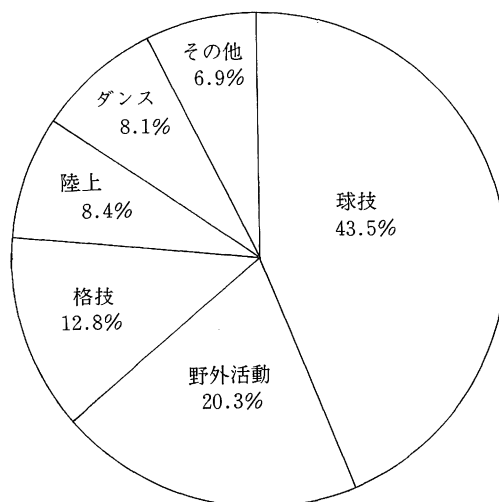
(栗本義彦編著, 社会体育, 第一法規, 昭和41年)

図2 プログラムの種類別実施回数割合



(栗本義彦編著, 社会体育, 第一法規, 昭和41年)

図3 スポーツ教室の種目内容



(栗本義彦編著, 社会体育, 第一法規, 昭和41年)

して調査, 研究を行うようになっていた。特に昭和38~40年にかけて4つの報告書<sup>19)</sup>が出されている。それは、地域に視点を置いたスポーツ振興のための施策が求められるようになったことを表わしていると言えよう。これらの報告書は、当時のわが国の地域社会におけるスポーツの状況やスポーツの構造をみていく上で貴重な資料となるものであるが、これについては別の機会に改めて述べることにしたい。

### 3. 地域のスポーツ振興の定着化

昭和39年のオリンピック東京大会は、大会準備・運営費約293億円、関連公共事業費約9,500億円を投じて成功裡に幕を閉じ得たのであるが、同大会を契機に国民の健康や体力の維持、増進に関連してスポーツの機能的意義



表9 地方スポーツ振興費 (1966~1971)

(単位 円)

年度 項目	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1. 青少年スポーツ・キャンプ・ユースホステル等指導者講習会費補助	17,808,000円 (46都道府県)	都道府県事業	46都道府県	45都道府県	46都道府県	46都道府県
2. 体育指導委員研修費補助	13,646,000 (46都道府県)		445市町村	159市町村	167市町村	176市町村
3. 指定市町村青少年スポーツ活動費補助	16,171,000 (127市町村)	479市町村事業	65,316,000	62,026,000	60,067,000	64,883,000
4. 巡回スポーツ車購入費補助	3,000,000 (1県6市)					
5. スポーツ教室運営費補助	18,353,000 (419市町村 470教室)					
6. 冬季オリンピック競技種目指導者講習費補助		1,860,000 (栃木,新潟, 北海道)				

(中山「我が国のスポーツに関する財政政策(2)」島根大学教育学部紀要15(教育科学編)昭和57年12月)

が強調されはじめ、昭和40年4月には「体力づくり国民会議」が結成され、体力づくり国民推進運動が展開されることになった。そのため、総理府ではその経費として1億円を予算化したのである。また建設省では昭和41年度から都市の公園整備の一環として1/3の補助でもって、特に大都市及びその周辺都市における河川敷地に公園、広場、運動施設等を整備する計画を進めていた。その他、林野庁におけるスキー場の整備(昭和34年から実施)や労働省におけるスポーツ・レクリエーション施設整備の一層の充実が図られていた<sup>20)</sup>。文部省でも昭和41年には体力づくりに関する当面の措置として学校体育施設開放のための同施設整備を、翌年度には国民柔・剣道場整備や職場スポーツ大会開催補助などの措置が講じられたのである。しかし、全体では予算に関して、昭和43年度では16.1%の減額となっており、その後も増加率が低下している。それに対し、昭和47年開催の札幌オリンピックに向けての諸準備のために資金が支出されるようになっている。昭和41~46年度の文部省社会体育関係予算のうち、地域のスポーツに関する活動の振興費についてみると、表9のように示される。

同振興費は昭和43~45年度にかけて減額となっているし、その内訳も昭和42年度から札幌オリンピックに向けて冬期オリンピック競技種目指導者講習会開講に関して補助金が交付されるようになった以外変わるところはみられない。ただ、表9には含まれてはいないが、昭和46年度には日本体育協会に対し、その運営費の他に社会体育指導者の養成及び各都道府県体育協会においてスポーツ教室やスポーツ相談を開設するための補助金が交付さ

れるようになっている。そこには、これまで競技力向上を中心に活動を展開していた日本体育協会においても限られた部面ではあるが、一般市民の健康や体力の維持、増進あるいは余暇の楽しみのためのスポーツ活動推進にも着手するようになったことがうかがわれる。

施設整備の面では、文部省の関係予算は昭和43年度には前年度の4.2%の減額となったものの、翌年度には42年度の17.4%増の1,467,800,000円となり、さらに46年度には42年度予算の69.9%増の2,123,881,000円となっている。つまり、スポーツ振興のための予算の減額ないしは増加率の低下の中ではあっても、整備の遅れていた施設、特に地域のスポーツに関する施設の整備についてはある程度配慮されていることがわかる。しかし、いずれにしても、健康と体力の維持、増進に関するスポーツの機能的意義の強調はありながら、文部省の施策は札幌オリンピック開催準備もあって、地域のスポーツの振興の面ではさしたる措置も講じられることはなかったのである。それに比べて、地方自治体では着実にスポーツの振興が進められるようになりつつあった。その一端は昭和44年の社会体育実態調査から知ることができる。

また、昭和43年度の施設整備費、同管理費及び事業費は表11のように示されている。

施設整備費と同管理費を合わせた平均額は都道府県で8,706万円、市で1,050万円、町で120万円、村で62万円であるが、住民一人当たりの金額では市で130円、村で113円、町で93円、都道府県で39円となっている<sup>21)</sup>。事業費については、その平均額は都道府県で4,468万円、市で452万円、町で75万円、村で39万円であり、住民一人当たり

表10 都道府県及び市町村における施設整備費、施設管理費、事業費伸び率（昭和41～43年度）

類別	年度	経費内容		
		施設整備費 (単位 万円)	施設管理費	事業費(補助費を含む)
都道府県	昭和41年度	213,119	44,886	120,666
	昭和42年度	210,006	59,114	147,739
	昭和43年度	334,722	65,745	205,530
	41年度に対する43年度の経費の伸び率	157.1%	146.5%	170.3%
市町村	昭和41年度	497,627	101,908	290,664
	昭和42年度	632,397	120,279	359,745
	昭和43年度	754,408	151,502	436,272
	41年度に対する43年度の経費の伸び率	151.6%	148.7%	150.1%

(文部省体育局, 社会体育実態調査, 昭和45年所収)

表11 都道府県および市町村教育委員会の社会体育費における施設整備費、施設管理費、事業費（昭和43年度）

類別	市町村数	施設整備費		施設管理費		事業費(補助金を含む)		
		総額 (万円)	平均額	総額	平均額	総額	平均額	住民一人あたりの金額 (円)
都道府県	46	334,722	7,277	65,745	1,429	205,530	4,468	20
市	574	480,663	837	121,962	213	259,247	452	56
町	1,996	235,668	118	24,785	12	150,110	75	58
村	694	38,077	55	4,755	7	26,915	39	71
市町村計	3,264	754,408	231	151,502	46	436,272	134	62
全国計	3,310	1,089,130		217,247		641,802		

(文部省体育局, 社会体育実態調査, 昭和45年所収)

(注) 施設整備費：社会体育施設の新設や改築等に要した経費（土地購入費を除く）  
 施設管理費：既存の社会体育施設の管理、運営に要した経費（土地購入費を除く）  
 事業費：職員の給与費を除いた社会体育事業費（補助金を含む）

の金額は村では71円、町で58円、市で56円、都道府県で20円となっている。こうした事業費によって実施された行事についてみると、表12の通りであり、市町村別での大きな差はなく、総じて1日行事が多いとされているが、その中でも当然のことながら各種競技会が最も多く、またスポーツ教室、運動会なども比較的多くなっている。しかし、競技会についてさえも1市町村当たりの平均実施回数は7.3で、また市町村別では市の19.1に対し、町では5.5、村では2.8でしかなかった。

市町村における社会体育団体（体育協会や種目別競技団体、レクリエーション協会、フォークダンス連盟、サイクリング協会など）の補助については表13のように示されている。市、町、村になるにつれて補助金交付の割合が低くなっているが、これは、組織の設置率や組織の活動状況とも関係しているように思われる。例えば、体

育協会の財源では市町村体育協会ともに補助金の占める割合が多く、自主財源のない体育協会は市で33.3%、町で59.4%、村で70%となっているのである。

また、会員の明確な体育協会の数は市で249(43.6%)、町で238(15.2%)、村で44(10.3%)でしかなく、スポーツの機能的組織は少なく、網羅的指導組織の性格をもつものが多くなっている。それに、市町村における体育・スポーツ関係団体に所属している者の各市町村人口に対する割合は3～4%以下のものももっとも多く、全国市町村の71.6%のものは0～6%の間に位置している状況でしかない。

ところで、この頃にはスポーツの振興に関して新たな状況がみられるようになった。すなわち、昭和44年頃から高度経済成長によって生じたコミュニティの崩壊の危機が叫ばれ、各方面でコミュニティ再形成の問題が取り

表12 市町村における社会体育の行事

	1.総合体育大会		2.各種競技会		3.各種スポーツ教室		4.運動会		5.野外活動		6.4, 5以外の1日行事		7.スポーツ・テスト		8.指導者講習会等		9.その他の行事	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
全国計	2,109	3.3	23,834	36.9	8,184	12.7	6,688	10.4	5,692	8.8	6,478	10.0	3,912	6.1	4,319	6.7	3,307	5.1
市	856	3.1	10,974	39.2	3,661	13.1	2,678	9.6	2,103	7.5	2,837	10.1	1,690	6.0	2,004	7.2	1,214	4.3
町	1,029	3.3	10,909	35.2	3,782	12.2	3,304	10.7	3,124	10.1	3,158	10.2	1,981	6.4	1,961	6.3	1,751	5.6
村	224	4.1	1,951	35.4	741	13.5	706	12.8	465	8.4	483	8.8	241	4.4	354	6.4	342	6.2

注1. %の数値は行事総数における割合を示している。  
 注2. 運動会以外の1日行事……フォークダンス、歩け歩け運動、体操の会など。  
 注3. その他……スポーツに関する映画会や講演会など。(文部省体育局「社会体育実態調査」昭和45年より抜粋)

表13 社会体育関係団体への補助

市町村別	補助内容 市町村別	補助金を出している 市町村の比率(%)	補助金額	
			総額 (単位万円)	平均額 (単位万円)
市	574	92.9	37,782	71
町	1,996	73.2	29,938	21
村	694	57.3	5,248	13
市町村計	3,264	73.3	72,968	31

(文部省体育局, 社会体育実態調査, 昭和45年より抜粋)

上げられるようになるとともに、46年には「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」の中間報告が、翌年にはその答申が保健体育審議会より提出されたのである。これらは大きな反響を呼び起こし、地域におけるスポーツの振興はやがて当時問題にされていたコミュニティ・スポーツ振興へと移行していったのである。

#### 4. コミュニティ・スポーツ構想と地域のスポーツ振興

昭和39年に「スポーツ振興に関する基本計画」の中間報告を提出した保健体育審議会は、43年9月には「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」の諮問を受け、3年後の46年6月にその中間報告を提出した。そこでは、日常生活圏における施設整備基準、広域生活圏における施設整備の留意事項、事業所における望ましい施設の整備基準を示すとともに、体育・スポーツに関する活動の振興のためのグループづくり及び長期にわ

たるスポーツ教室の開設、指導者の養成とその資格、自分の明確化並びに指導体制の確立、学校体育の充実、関係各省の協力体制の確立等について述べられている<sup>22)</sup>。しかし、この中間報告において提示された諸施策は従来の施策をはるかに越え、かつ極めて広範囲にわたるものであったため、その具体化には多くの困難が伴っていた。施設整備一つとっても財政上の問題があり、また各省の協力体制にしてもその実現は可能性の少ないものであった。このように中間報告は、実現困難な多くの問題を含んではいたが、この中間報告を基本的に踏まえて、昭和47年12月20日には「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」の答申が提出されたのである。時に、この時期には各方面でコミュニティの再形成に関する問題が取り上げられるようになっていた。その発端は、昭和44年9月に出された、国民生活審議会調査部会・コミュニティ問題小委員会報告書「コミュニティ——生活の場における人間性の回復——」にあったと言われている<sup>23)</sup>。その後、前述の保健体育審議会の中間報

表14 体育・スポーツ関係予算 (1972~1978)

(単位 円)

年度 項目	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
体育振興費	1,255,520,000 (33.8%)	1,709,395,000 (36.2%)	1,944,224,000 (13.7%)	2,111,834,000 (8.6%)	2,568,400,000 (21.6%)	3,682,304,000 (43.4%)	3,766,429,000 (2.3%)
体育施設整備費	3,532,568,000 (66.3%)	6,210,087,000 (75.8%)	7,931,950,000 (27.7%)	10,009,362,000 (26.2%)	9,220,532,000 (△7.9%)	10,919,980,000 (18.4%)	11,726,970,000 (7.4%)
計	4,788,088,000 (56.3%)	7,919,482,000 (65.4%)	9,876,174,000 (24.7%)	12,121,196,000 (22.7%)	11,788,932,000 (△2.7%)	14,602,284,000 (23.9%)	15,493,399,000 (6.1%)
対一般会計予算額比	0.0393%	0.0518%	0.0515%	0.0582%	0.0478%	0.0498%	0.0479%

(中山「我が国のスポーツに関する財政政策(2)」島根大学教育学部紀要15(教育科学編)昭和57年12月)  
( )内のパーセントは前年度比増減率を示すものである。

告の発表とほぼ同時期に、社会教育審議会から「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の答申<sup>24)</sup>が出され、そこで生涯教育が提唱されるとともに、減退しつつある地域連帯意識の回復の観点からスポーツの振興について述べられた。そして、昭和48年2月に閣議決定した「経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——」<sup>25)</sup>においてコミュニティの再編成に関して「コミュニティ・スポーツ」の振興が謳われたのである。さらに、昭和49年になると、先の“コミュニティ・スポーツ”の振興の課題に対応して「コミュニティ・スポーツ施設整備計画調査報告書」<sup>26)</sup>が発表された。この報告書は、政府がコミュニティ・スポーツの具体的展開を図るにあたり、どのような方策が望ましいかを究明するために初年度のケース・スタディとして三地域（一関市、君津市、熊本市）を選定し、関係省庁及び地方自治体の協力のもとに行った調査をとりまとめたものである。そこでは、コミュニティ・スポーツは「生活の場に立脚した広義のスポーツ活動」として捉えられており、その展開は地域の連帯性を高め、コミュニティの形成に寄与すると同時に福祉の拡大と人間性の回復を生活環境全体におしひろげていく契機となることが期待されている。その振興施策については、コミュニティ・スポーツの環境整備の主体は市町村自治体であり、国はそのための基準を明示し、それに関する補助金を増額することや市町村自治体に関する都道府県の助成、民間企業並びに学校施設の開放、指導者の養成等が挙げられている。こうしたコミュニティ・スポーツ振興の構想には、高度経済成長→生活環境・生活様式の変化→健康や体力の問題・コミュニティ崩壊の危機→コミュニティの再形成→コミュニティ・スポーツ振興、といった図式がみられる。

これについては、批判、検討が加えられているが、ともあれ昭和40年代後半に入ってコミュニティの再形成に関連してコミュニティ・スポーツ振興が提唱され、そのための施策が展開されはじめるのである。

さて、昭和47年度以降の文部省の社会体育関係予算についてみると、表14のように示される。

表14では昭和47、48年度の予算の増加が著しく、それぞれ前年度の56.3%増と65.4%増となっている。この両年度の予算の大幅の増額は前述の保健体育審議会の中間報告並びに答申の影響によるものと思われる。昭和49、50年度予算もかなり順調な伸びを示しているが、51年度の予算は50年度の2.7%減となり、翌年度予算は増加率を回復したものの、53年度の予算の増加率はわずかなものとなっている。これは、昭和40年代後半の石油危機に端を発する高度経済成長の破綻やその後の財政悪化の影響によるものと思われる。

施設整備については、保健体育審議会の中間報告において提示された基準に基づいて必要施設数が算出され、「日常生活圏域における公共体育施設緊急5ヵ年計画」が作成され、さらに昭和49年には計画は変更され、「日常生活圏域の公共体育・スポーツ施設整備計画（新7ヵ年計画）」が作成された。しかし、文部省関係予算から算出される年間施設整備総数と計画において必要とされる年間施設整備数との隔たりは大きく、計画の実現は不可能に近い。他面、施設整備の種類については、昭和49年度から総合屋内プール、50年度には野球場とコートのそれぞれについて、また53年度には身近にスポーツに関する活動を行うための小規模の体育館の建設や学校体育施設開放の一層の推進のためのクラブハウスの整備・充実に関する補助費が予算化されている。昭和54年度には地方

における競技力の向上やスポーツの振興のための特別体育施設A(2ヵ所)、特別体育施設B(2ヵ所)などの整備補助費も予算化されている。さらに、翌年度には日常身近な場所で手軽にスポーツに関する活動を行うことのできる運動広場(50ヵ所)の整備補助費が予算化されたのである。

振興費の面では、特に地域のスポーツに関する活動の振興に重点が置かれ、予算の増額は著しく、昭和48年度では優秀競技選手による巡回指導(4,697,000円)及び国立大学20校における地域住民を対象としたスポーツ教室の開設(336万円)、また地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業(4,080万円)<sup>27)</sup>などに関する経費がみられる。昭和49年度では、地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業についてスポーツ・グループの活動を助成するための長期のスポーツ教室を委託する事業、非常勤のスポーツ指導員や学校体育施設開放のための管理指導員の配置、スポーツ指導員の連絡協議会及び学校開放運営委員会の設置等に関する事業が加えられるとともに、指定市町村の数も前年度の115から277に増加され、その経費も1億3,892万円に増額されている<sup>28)</sup>。昭和50年度では少年のスポーツに関する活動の振興を図るため、小学校5年以上中学3年までの児童・生徒を対象とするスポーツ教室の開設補助費9,000万円(1,000教室、15万人分)が計上され、さらに派遣社会教育主事配置補助費(1/2)2億5,200万円(300人分)が認められている。翌年度には同主事の配置について719,062,000円(500人分)が計上された。昭和52年度には都道府県のスポーツ等に関する情報の収集・整理と配布に関する事業補助費1,600万円、及び地域クラブの表彰に要する経費900万円が予算化されている。さらに、昭和53年度より国庫補助金の総合化、メニュー化の促進に基づき、地域のスポーツ振興費補助金も地方スポーツ振興事業費補助金(都道府県体育・スポーツ振興事業、市町村基礎体力づくり・スポーツ振興事業)にまとめられ、市町村基礎体力づくり・スポーツ振興事業において市町村の行う「親と子の基礎体力づくり教室」の開設が加えられている。また、オリンピック並びに世界選手権等において優秀な成績を収めた者を「スポーツ功労特別指導委員」として各都道府県主催の各種スポーツ行事等の指導のために派遣するための経費12,222,000円(94回分)、派遣社会教育主事の50名増員に伴う経費も認められている(計1,072,188,000円)。

このように、昭和47年度以降、地域のスポーツの振興のために施設整備とともに、教育や組織の面の施策の充実が図られるようになってきている。それと同時に、他省庁

においても独自の立場から特にスポーツに関する施設整備補助費が予算化されていた。既に労働省では勤労者体育施設整備が進められていたし、昭和43~50年までに123ヵ所に施設が整備されている<sup>29)</sup>。厚生省では昭和47年度より健康増進モデル・センター(体育館、プールを含む。)、郵政省では50年度から総合レクリエーション・センターやスポーツ・センターなどの整備に関する資金が予算化された<sup>30)</sup>。また、建設省においては昭和47年6月15日の都市公園等整備緊措置法の制定により第1次都市公園(運動公園を含む。)整備5ヶ年計画(総事業費9,000千億円、うち予備費1,000億円)が立てられ、その実施が進められていた<sup>31)</sup>。さらに自治省にあつては、昭和44年5月に閣議決定した「新全国総合開発計画」で構想された広域市町村圏の設定と同時に、広域市町村圏振興整備が提唱され、教育・文化・体育施設やレクリエーション施設等の整備が進められていた。それに加えて、コミュニティ問題に真正面から取り組んだ自治省では「コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱」に基づき、昭和46~48年度の3ヶ年にわたり全国83ヵ所のモデル・コミュニティ地区を設定し、コミュニティづくりを推進したのである<sup>32)</sup>。このモデル・コミュニティの設定に促されて都道府県も独自にコミュニティ対策を図り、52年度でその数は、財政的措置を行ったものを加えて31に達したが、市町村レベルでの実施状況をみると、全国3,279市区町村の58%にあたる1,900市区町村においてコミュニティ施策が実施されており、実際のコミュニティ活動ではスポーツ・文化・環境改善に活動が集中している<sup>33)</sup>とされている。

コミュニティ対策のみならず、市町村にあつてはスポーツの振興は重要な政治的課題の1つとして位置づけられつつあった。表15は昭和52年度の地域スポーツ・クラブ指定市町村の調査結果から作成したものであるが、44年の場合に比べ、シンボルや教育局面に関する施策が強化されており、また最も大きな金額である学校開放実施費も予算化されている。

さらに、施設整備費の平均額を人口規模別にみると、1万人未満では10,770,000円、1万人以上3万人未満では16,040,000円、3万人以上7万人未満では32,290,000円、7万人以上20万人未満では62,930,000円、20万人以上では90,780,000円となっている。

事業の具体的内容については506市町村において実施されているスポーツ教室に関して調査されているが、教室運営においては1万人未満のところでは比較的直轄のコースが多く、社会体育団体委託のコースが少ない。対象については幼児及び婦人対象のコースは人口規模が大

表15 市町村社会体育関係事業費（昭和52年度）

(単位：千円)

(B) 区 分		(A)計上 している 市町村数	%	(B)の総額	直轄事業	補助金等	国庫補助金	県補助金	一般財源	その他
				(A)	費の総額	の総額	等の総額	等の総額	の総額	の総額
				(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)	(A)
シ ン ボ ル	スポーツ広報活動費	441	87.2	137.26	136.83	0.43	55.54	0.07	81.60	0.05
	インフォメーション センター設備費	114	22.5	122.27	122.27	0	52.36	1.75	68.16	0
	スポーツテスト、スポーツ相 談会開設費	370	73.1	97.78	94.40	3.38	32.99	0.38	64.38	0.03
	体育の日行事費	275	54.4	487.13	409.47	77.66	17.47	1.38	468.10	0.18
組  織	市町村体協助成	454	89.7	957.56	70.07	887.48	0	1.11	956.08	0.37
	スポーツクラブ運営費	192	37.9	302.38	235.60	66.76	46.35	13.12	242.35	0.55
	体育振興組織助成	154	30.4	651.97	20.07	631.90	0.46	5.20	618.07	28.25
	その他の団体助成	282	55.7	411.71	3.90	407.81	1.216	1.05	405.94	3.50
	各種スポーツ開催大会費	494	97.6	928.09	758.32	169.83	159.05	2.73	757.30	9.07
	競技力向上対策費 都道府県民体育大会派遣費	100 284	19.8 56.1	274.50 443.45	161.49 276.53	113.01 166.92	4.36 2.27	0.60 0.53	269.54 440.65	0 0
教  育	リーダーバンク設置費	22	4.4	242.27	242.27	0	6.18	0	236.09	0
	スポーツ教室開設費	500	98.8	773.31	750.37	22.94	283.08	13.07	454.23	22.93
	スポーツクラブ指導者研修費	417	82.4	136.32	134.30	2.02	51.56	0.43	84.33	0
	社会体育指導者養成 (研修、講習)費	349	69.0	178.44	160.57	9.28	11.73	3.91	162.41	0.40
テ ロ ク ジ ノ ー ル	学校解放実施費	393	77.7	2,170.16	1,994.44	175.73	289.11	69.23	1,806.25	5.57
そ の 他		205	40.5	895.83	801.56	94.67	63.34	8.30	786.48	37.71
合 計				3,113,418	2,215,952	897,466	430,306	43,410	2,608,005	31,697

(文部省体育局スポーツ課「昭和52年度地域スポーツクラブ育成指定市町村調査」所収 ただし、若干修正している。)

表16 昭和55年度補助事業実施市町村数

市町村人口規模	該当市町村数	構成比
1. 1万人未満	365	29.2%
2. 1万人～3万人〃	441	35.3
3. 3万人～7万人〃	223	17.9
4. 7万人～20万人〃	124	9.9
5. 20万人以上	96	7.7
計	1,249	100.0

(文部省体育局スポーツ課「スポーツ振興会議資料」昭和57年)

きくなるにつれてその割合が高くなっており、逆に19才以上26才未満対象のコースについては人口規模が小さくなるにつれてその割合が高くなっている。その他、主として小学生対象のコースの割合は1万人未満それに20万人以上の市町村で比較的低く、混成のもの割合は1万人以上3万人未満のところで低くなっている。また、全体では1万人未満～7万人以上20万人未満の市町村では少年層対象のコースの占める割合が最も高く、次に混成のものとなっているが、20万人以上の市では混成、婦人、少年層対象のコースの順に割合が高い。実施種目では、20万人以上においては水泳(14.1%)、卓球(9.3%)、バレーボール(8.8%)などが、7万人以上20万人未満においては水泳(11.1%)、バレーボール(10.3%)、バドミントン(8.3%)などが多く、3万人以上7万人未満のところではバレーボール(16.9%)、卓球(7.8%)、軟式庭球(7.4%)などが多い。また、1万人以上3万人未満ではバレーボール(18.5%)、卓球(9.6%)、剣道(7.3%)、などが、1万人未満ではバレーボール(20.5%)、卓球(10.6%)、バドミントン(8.7%)などが多くなっている。

さらに、市町村のスポーツの振興に関する施策の一端を昭和55年度の市町村体力づくり・スポーツ振興事業(国庫補助対象)からみると、当該市町村数と事業並びに事業所要額は表16、17のように示される。

全体的にみれば、支出額は学校体育施設開放事業費を別として、各種スポーツ教室、スポーツ大会開催事業の教育や組織の局面に関する経費が大部分を占めており、かつ実施市町村も多い。人口規模別にみても同様の傾向がみられるが、補助事業としての市町村の実施率はスポーツ・クラブ指導者等の研修事業も含め、人口規模の小さなところで極めて高くなっている。また、テクノロジーの面に関する学校体育施設開放事業に要する経費の

割合は人口規模が大きくなるにつれて高くなっており、かつ実施率も高い。他方、スポーツ相談の設置事業を実施している市町村は少なく、特に7～20万人未満のところでは2.4%の低率となっている。

地域のスポーツに関する施設の整備についてこれまでの調査結果からみれば、昭和46年以後の整備数が大きくなっており、また、主要公共スポーツ施設の状況を人口規模別にみると、表18の通りであり、どの施設も人口規模が大きくなるにしたがって設置率が高くなっているのはもちろんのことであるが、比較的人口規模の大きいところでは野球場・ソフトボール場、プール、体育館、庭球場などの設置率が高く、人口規模の小さなところでは体育館や運動広場の設置率が高くなっている。こうしてみると、人口規模の小さなところではスポーツの活動のために最低限必要な体育館や運動広場ないしは運動場の整備が第一条件となっており、人口規模の大きいところでは、それに加えて各種の活動のための施設の整備が求められていると言えるようである。それにしても、文部省試算によれば、昭和47年の整備基準に基づく施設整備の充足状況(昭和55年現在)は民間営利並びに非営利施設を含めても未だ50%にも満たない状況であり、さらに公共施設のみでは約30%にすぎないことが指摘されている<sup>34)</sup>。

## 5. 地域社会におけるスポーツ振興施策の多様化

前述のように、昭和50年代前半には地域社会におけるスポーツの振興は重要な政治的課題として位置づけられていったが、この時期には人々のスポーツ活動への欲求の高まりやコミュニティ再形成の問題とともに地域のスポーツは地域文化や生涯教育と結びつけられるように

表17 昭和55年度補助事業所要額

(単位：円)

区 分		シンボル		組 織	教 育		(6) (1)～(5) の小計	テクノロジー	(8) (6) + (7) 総計
		(1) の実施事業 スポーツテスト等	(2) 設置事業 スポーツ相談の	(3) 各種 開催事業 スポーツ大会	(4) 各種 開設事業 スポーツ教室	(5) 指導者等の研修事業 スポーツクラブ指		(7) 学校 体育施設 解放	
1万人未満	(a) 実施市町村校数	175[47.9]	55[15.1]	337[92.3]	331[90.7]	240[65.8]	338,679,475	240[65.8]	446,247,275
	(b) 事業総所要額	12,446,860	877,073	143,832,487	142,203,260	31,425,795		107,567,800 <24.1>	
	(c) 1市町村平均所要額	71,125 (5.8)	159,474 (13.1)	426,803 (35.0)	429,617 (35.3)	130,941 (10.8)		448,190 <26.9>	
1万人～ 3万人未満	(a) 実施市町村数	190[43.1]	82[18.6]	338[88.0]	394[89.6]	270[61.2]	421,557,927	308[69.8]	633,608,487
	(b) 事業総所要額	13,460,777	13,862,850	177,235,824	187,262,246	29,736,230		212,050,560 <33.4>	
	(c) 1市町村平均所要額	70,846 (5.5)	169,059 (13.2)	456,793 (35.6)	475,248 (37.1)	110,134 (8.6)		668,476 <34.9>	
3万人～ 7万人未満	(a) 実施市町村数	83[37.2]	25[11.2]	168[75.3]	179[80.3]	130[58.3]	243,241,876	173[77.6]	536,805,526
	(b) 事業総所要額	6,945,070	4,934,292	91,566,390	119,324,860	20,471,264		293,563,650 <54.7>	
	(c) 1市町村平均事業所要額	83,676 (5.1)	197,372 (12.0)	545,038 (33.0)	666,619 (40.4)	157,471 (9.5)		1,696,900 <50.7>	
7万人～ 20万人未満	(a) 実施市町村数	28[22.6]	3[2.4]	57[46.0]	71[57.3]	40[32.3]	144,655,498	102[82.3]	547,288,962
	(b) 事業総所要額	2,543,720	1,687,000	50,148,843	83,448,985	6,826,950		402,633,464 <73.6>	
	(c) 1市町村平均事業所要額	90,847 (3.2)	562,333 (19.5)	879,804 (30.6)	1,175,338 (40.8)	170,674 (5.9)		3,947,386 <57.8>	
20万人以上	(a) 実施市町村数	30[31.3]	10[10.4]	45[46.8]	48[50.0]	36[37.5]	210,820,738	89[92.7]	2,399,697,203
	(b) 事業総所要額	7,663,700	3,633,500	93,943,338	87,521,500	18,058,700		2,188,876,465 <91.2>	
	(c) 1市町村平均事業所要額	255,457 (5.0)	363,350 (7.1)	2,087,630 (41.0)	1,823,365 (35.8)	561,631 (11.0)		24,594,118 <82.8>	
計	(a) 実施市町村数	506	175	995	1,023	716	1,358,955,514	912	4,563,647,453
	(b) 事業総所要額	43,060,127	32,888,715	556,726,882	619,760,851	106,518,939		3,204,691,939 <70.2>	
	(c) 1市町村平均事業所要額	85,099	187,936	559,525	605,826	148,769		3,513,917	

備考 1. [ ]内の数字は補助対象市町村に対する比率。

2. ( )内の数字は(6)に対する比率, < >内の数字は(8)に対する比率。

(文部省体育局スポーツ課「スポーツ振興会議資料」昭和57年)



表18 市(区)町村人口規模別にみた主要公共スポーツ施設の設置状況

市(区)町村人口規模別	1万人未満		1～2万人		2～3万人		3～5万人		5～10万人		10～20万人		20～30万人		30～50万人		50万人以上		全国計	
該当市(区)町村数	1,481		842		272		250		218		94		50		41		22		3,270	
主要施設種別	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N	設置率(%)	市町村当りの数N
陸上競技場	5.8	0.1	9.7	0.1	19.1	0.2	25.6	0.3	32.6	0.4	55.3	0.6	74.0	1.2	80.5	1.1	95.5	2.4	15.2	0.2
野球場・ソフトボール場	25.7	0.3	41.0	0.6	54.8	0.9	68.4	1.2	79.4	2.0	90.4	3.1	88.0	4.3	90.2	6.8	100.0	18.9	43.1	1.0
球技場	1.6	.0	2.6	.0	5.5	0.1	10.4	0.1	19.3	0.3	36.2	0.4	50.0	1.0	56.1	1.0	72.7	2.0	6.9	0.1
運動広場	45.4	0.9	51.2	1.0	52.9	1.2	61.6	1.6	64.2	2.2	74.5	3.5	76.0	4.4	70.7	5.7	95.5	17.0	52.0	1.4
水泳プール(屋内)	1.4	.0	2.1	.0	5.5	0.1	4.0	.0	7.3	0.1	24.5	0.3	38.0	0.5	56.1	0.7	68.2	1.7	4.9	0.1
水泳プール(屋外)	31.6	0.5	35.3	0.6	46.0	0.7	48.0	0.9	70.2	1.6	87.2	2.2	90.0	3.2	85.4	3.1	100.0	10.8	41.2	0.8
体育館	40.2	0.7	55.0	0.9	65.1	1.2	72.0	1.4	74.3	1.9	87.2	2.9	92.0	3.9	90.2	3.8	100.0	10.1	54.0	1.1
柔道場	4.4	0.1	8.9	0.1	14.0	0.2	20.0	0.2	23.4	0.2	25.5	0.3	58.0	0.7	65.9	0.8	63.6	1.1	11.4	0.1
剣道場	2.4	.0	6.7	0.1	9.6	0.1	13.6	0.2	19.7	0.2	23.4	0.2	48.0	0.6	58.5	0.7	63.6	1.1	8.5	0.1
柔剣道場	9.6	0.1	20.0	0.2	25.7	0.3	27.6	0.3	28.0	0.3	40.4	0.6	34.0	0.4	31.7	0.5	40.9	0.7	18.0	0.2
庭球場(屋外)	32.6	0.4	43.7	0.6	59.9	0.9	70.4	1.1	83.0	2.0	83.0	2.4	92.0	3.2	87.8	4.1	95.5	10.5	47.5	0.9

(文部省「体育・スポーツ施設現況調査報告」昭和54年調査)

なっていた。昭和44年に策定された新全総は大規模開発プロジェクトと広域生活圏が施策の中心となっていたが、一向に解消されない地域格差や過疎・過密の問題、さらには高度経済成長の終焉の中で、昭和52年には「人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する」<sup>35)</sup>こととして三全総が策定されたのである。そのための施策の中心は「定住構想」であった。「定住構想」の目的は、歴史的伝統的文化に根ざした自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成と、大都市への人口と産業の集中の抑制、地方の振興と過疎・過密への対処に伴う新しい生活圏の確立にあった。この三全総は「福利型開発」をよそおっているが、新全総の巨大開発という性格を引き継ぐとともに、広域行政を基調とした地域再編政策であった<sup>36)</sup>ことが指摘されている。

ところで、三全総では、「定住構想」において、若年世代の定住意思を触発せしめるがごとき魅力ある地域生活条件の一つとして地方文化が注目されているのである。この地方文化の意義は昭和54年6月8日の中央教育審議会答申「地域社会と文化」<sup>37)</sup>においてより明確に示されている。そこでは、物質的豊かさとの心豊かさを対比させ、後者をもたらしめるものとして文化活動を位置づけ、変動する地域社会の中で連帯感を育て、豊かな人間性を回復し、生きがいに満ちた生活を営む場を形成することが期待されたのである。そしてスポーツ活動もまたそのような文化活動との関連において位置づけられたのである。

また一方では新全総的地域開発方式への批判が高まる中で、高度成長を推進し、それに正当性を付与するものが中央都市文化に内在するものであるとすれば、このような中央都市文化の内包する理念への不信が顕在化しつつ昂進することになり、地方文化への注目はこのような

事態の展開のなかから登場してきた<sup>38)</sup>。その一つの出現形態がいわゆる地域主義の文脈の中で語られる地方文化自立への展望などであった<sup>39)</sup>とされている。

こうして、地方文化は社会的諸問題への対処として、また中央に対する批判と地方の見直しとが混在しながら浮上していったのである。そして、この地方文化の問題はまち、むらづくりや定住構想と密接に結びついていくのである。昭和58年6月10日には地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する連絡会議によって、「地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する方策について」<sup>40)</sup>が提示されている。そこでは、「国民の一人ひとりが身体的かつ精神的に健全で充実した生活を送るためには、その生活の基盤である地域社会を真に潤いと活力に満ちたものとするのが肝要である。」ことが述べられると同時に、スポーツ、文化、芸術の振興は、自己の充実、啓発や生活の向上に資することはもとより、住民相互の交流を深め、地域社会への参加と連帯感を育てるものとして位置づけられ、そのために国および地方自治体の施策の一層の充実が要請されている。地域のスポーツに関しては、地域スポーツの日の設定、学校施設、河川敷等の利用の促進、指導者の資格付与などが示されていた。

それに加えて、生涯教育の提唱もまたスポーツと密接に結びつくものであった。すでに昭和46年には社会教育審議会から「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(答申)が出されており、そこで生涯教育の必要が提唱されたが、その中で減退しつつある地域連帯の回復の観点から体育・スポーツの振興について述べられたのである。この答申以後、社会教育主事の配置、公民館の充実等社会教育行政は飛躍的に前進したと言われている<sup>41)</sup>が、その10年後には、昭和52年に「当面する文教の課題に対応するための施策について」諮問を受けた中央教育審議会は、「生涯教育について」答申し、

表19 文部省スポーツ関係予算(昭和56~62年度)

単位：千円

	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
スポーツ振興費	6,821,762	6,833,487	5,777,577	5,535,683	4,542,288	4,464,928	4,450,200
スポーツ施設整備費	10,887,315	11,803,380	11,224,000	9,541,000	8,301,000	7,183,438	6,372,197
計	17,709,077	18,636,867	17,001,577	15,076,683	12,843,288	11,648,366	10,822,397
一般会計予算額比	0.0378%	0.0374	0.0337	0.0298	0.0244	0.0214	0.02

(みんなのスポーツ事例研究会編、みんなのスポーツ事例集成、ぎょうせい及び、文部省体育局体育課監修、文部省体育局体育課内法令研究会編、体育スポーツ総覧、ぎょうせいより作成)

注. 昭和59, 61年度予算は概算決定額である。また、一般会計予算額比は億単位で計算している。

具体的な方策を示したのである<sup>42)</sup>。その中では、スポーツに関して科学的研究体制の確立、指導者の養成と処遇の改善、高齢者のスポーツ活動の奨励、年齢に応じたプログラムの立案などが提示されていた。こうした生涯教育とともに生涯スポーツの推進が提唱されるようになり、文部時報における文教施策進展の報告の中では、スポーツ振興施策に関してそれまでの基礎体力づくりとスポーツの普及振興から生涯スポーツの振興として説明されている。

しかし、上述のような地域スポーツの社会的価値ないしは正当化の側面が強調されながらも、文部省の関係予算は今日減額されているのである。特に、施設整備費補助については申請要望市町村数は予算措置の3倍に上っている<sup>43)</sup>と言われているが、それは財政再建の下で要望を満たすことができなくなっているのである。

このような財政的逼迫の状況の中ではあるが、いくつかの新たな施策もみられる。昭和56年度では伝統的スポーツ普及推進事業(800市町村分10億1,310万円)、翌年度には生涯スポーツ推進指定市町村事業(1億円)などが打ち出されている。後者は、地域における少年の体力の向上と健全育成を図るため少年のスポーツ活動に関する事業を積極的に実施、推進する市町村をモデルとして指定(57市町村)する少年スポーツ活動育成指定市町村設置事業と、高齢者にふさわしいスポーツ種目の開発及びその普及事業を積極的に実施する市町村をモデルとして指定(10市町村)する高齢者スポーツ活動推進指定市町村設置事業とから成っている<sup>44)</sup>。これらは、伝統的文化、生涯教育の推進の影響を受けて提示されたものと言える。また、同年度には生徒指導、青少年教育、スポーツ活動奨励などの事業を集中して行い、地域ぐるみ一体となって青少年の育成に取り組んでいく市町村を「豊かな心を育てる施策推進モデル市町村」として指定(2ヵ年28市区町)し、原則として学校教育関係、社会教育関係、スポーツ関係のそれぞれについて3種類以上の事業を2年間継続して実施すること(施設整備についてはこの限りではない。)とし、スポーツ関係では少年スポーツ育成指定市町村、野外活動施設A(グリーン・スポーツ施設)整備、親子スポーツ活動推進指定市町村(58年度新規)が挙げられている<sup>45)</sup>。しかし、他方では同年度では派遣社会教育主事配置は50名減の600人分の予算となっている。昭和59年度では地域における少年のスポーツ・クラブ育成のため、少年スポーツ・クラブ育成指定市町村設置事業と地域スポーツ振興研究協議会開催等新規事業の実施が挙げられており、また60年度には生涯スポーツ活動の一層の推進と定着化のために市町村の行う

各種事業を生涯スポーツ推進事業として統合し、婦人、高齢者、親子、少年、勤労青少年等各階層のスポーツ活動の振興を図ることとされている。その他同年度にはアジア地域スポーツ交流事業が進められることになった。この事業は市町村がアジア諸国の住民をわが国に招いてスポーツ交流を図るものであるが、61年度には、わが国市町村住民をアジア諸国に派遣し、スポーツ交流を図るための「アジア地域スポーツ交流派遣事業」が新たに追加された<sup>46)</sup>。このように、スポーツに関する活動の面では、特に指定市町村の設置や対象階層の拡大をねらいとした補助事業あるいは総合的事業というようにモデル化の促進によってスポーツの振興とともに、それぞれに含まれた目標を達成しようとする意図がみられる。そこには確かに近年盛んになりつつある高齢者のスポーツに関する活動や問題になっている青少年の健全育成、コミュニティの再形成さらには国際交流など、わが国社会の状況や国際状況を配慮すると同時に予算の減額をプログラムの工夫によって補っていることがうかがわれる。しかし、それははまた地域の実情や特色の配慮、とりわけスポーツ活動が盛んでない地域への対応という面において問題があり、施策に柔軟さが見られなくなっている。昭和62年度に新規導入されたスポーツ・クラブ連合育成事業についても同様なことが言えよう。なお、他省庁の施策については「みんなのスポーツ事例集成」において昭和54～60年度についてまとめられているが、57年度以降関係予算は減額されている。

ところで、地方自治体も国と同様借入金が増大しており、財政は非常に厳しい状況にあるが、その中でも地方自治体では以前にも増して地域のスポーツに関する政治的措置が強められていた。昭和58年度の「市町村における地域政策の動向」<sup>47)</sup>によれば、昭和55～58年度の調査結果における新規単独事業件数が表20のように示されている。

表20から昭和55～58年度の4年間の平均新規単独事業件数を算出すると、分野別では「教育・文化・スポーツ」の434件が最も多く、次に生活環境(399件)、産業振興(361件)、社会福祉(328件)と続いている。項目別では、商工業振興が182件で最も多く、それに続いて住宅・都市基盤施設等の整備(169件)、行政推進体制の整備(151件)、学校教育の充実(118件)、安全対策(115件)、文化の振興(115件)、障害者福祉対策(113件)などが挙げられ、スポーツ・レクリエーション対策は108件で24項目中8番目に位置している。年度別に見れば、スポーツ・レクリエーション対策は、件数順位において6、9、10、5位となっている。また、昭和58年度の新規単独事業件数は

表20 年度別調査対象市町村における新規単独事案件数（昭和55～58年度）

項目 年度	(1) 生活環境					(2) 社会福祉					(3) 保健医療			(4) 環境保全		
	① 住宅・都市 基盤施設等 の整備	② 交通・通信 体系の整備	③ 安全対策	④ 水質源対策 ・県土の保 全	計	① 老人福祉対 策	② 児童・母子 福祉対策	③ 障害者(児) 福祉対策	④ 社会福祉一 般・その他	計	① 健康づくり ・保健衛生 対策	② 医療体制の 整備	計	① 自然環境・ 緑化の推進 ・環境の美 化	② 公害防止対 策	計
55	112	79	106	22	319	101	82	66	31	280	61	37	98	47	39	86
56	156 ( 39.3%)	89 ( 12.7%)	100 (△ 5.7%)	23 ( 4.5%)	368 ( 15.4%)	98 (△ 3.0%)	60 (△26.8%)	177 ( 168.2%)	41 ( 32.3%)	376 ( 34.3%)	55 ( 9.8%)	29 (△21.6%)	84 (△14.3%)	55 ( 17.0%)	23 (△41.0%)	78 ( 9.3%)
57	207 ( 32.7%)	102 ( 14.6%)	130 ( 30.0%)	43 ( 87.0%)	482 ( 31.0%)	121 ( 23.5%)	83 ( 38.3%)	119 (△32.8%)	53 ( 29.3%)	376 ( 0%)	65 (18.2%)	55 ( 89.7%)	120 ( 42.9%)	75 ( 36.4%)	39 ( 69.6%)	114 ( 46.2%)
58	201 (△ 2.9%)	73 (△28.4%)	122 ( 6.2%)	30 (△30.2%)	426 (△11.6%)	108 (△10.7%)	49 (△41.0%)	90 (△24.4%)	31 (△41.5%)	278 (△26.1%)	70 ( 7.7%)	49 (△10.9%)	119 (△ 0.8%)	77 ( 2.7%)	20 (△48.7%)	97 (△14.9%)
項目 年度	(5) 産 業 振 興					(6) 教育・文化・スポーツ					(7) そ の 他					
	① 農業・畜産 振興	② 水産業・林 業振興	③ 商工業振興	④ 景気対策・ 雇用の安定 等	計	① 学校教育の 充実	② 社会教育の 振興	③ 文化の振興	④ スポーツ・ レクリエー ション対策	計	① 地域の振興 整備・コミ ュニティ	② 消費者対策	③ 行政推進体 制の整備	④ その他	計	合計
55	74	30	107	29	240	70	61	82	91	304	50	20	113	71	254	1,581
56	107 ( 44.6%)	42 ( 40.0%)	158 ( 47.7%)	32 ( 10.3%)	339 ( 41.3%)	86 ( 22.9%)	75 ( 23.0%)	98 ( 19.5%)	93 ( 2.2%)	352 ( 15.8%)	66 ( 32.0%)	22 ( 10.0%)	132 ( 16.8%)	59 (△16.9%)	279 ( 9.8%)	1,876 ( 18.7%)
57	139 ( 29.9%)	62 ( 47.6%)	238 ( 50.6%)	26 (△18.8%)	465 ( 37.2%)	158 ( 83.7%)	130 ( 73.3%)	149 ( 52.0%)	118 ( 26.9%)	555 ( 57.7%)	95 ( 43.9%)	20 (△ 9.1%)	205 ( 55.3%)	64 ( 8.5%)	384 ( 37.6%)	2,496 ( 33.0%)
58	104 (△25.2%)	44 (△29.0%)	226 (△ 5.0%)	27 ( 3.8%)	401 (△13.8%)	158 ( 0%)	107 (△17.7%)	131 (△12.1%)	128 ( 8.5%)	524 (△ 5.6%)	89 (△ 6.3%)	5 (△75.0%)	154 (△24.9%)	44 (△31.3%)	292 (△24.0%)	2,137 (△14.4%)

（自治大臣官房地域政策課，昭和58年度市町村における地域政策の動向，ぎょうせい，昭和59年）（ ）内は対前年度比伸び率。

表21 昭和59年度調査対象市町村における施策分野別新規単独事案件数及び予算額

項目	(1) 生活環境					(2) 社会福祉					(3) 保健医療			(4) 環境保全		
	① 住宅・都市 基盤施設 の整備	② 交通・通 信体系の 整備	③ 安全 対策	④ 水質源対 策・県土 の保全	計	① 老人 福祉 対策	② 児童・母 子福祉 対策	③ 障害者 (児) 福祉対策	④ 社会福祉 一般・ その他	計	① 健康づく り・保健 衛生対策	② 医療 体制の 整備	計	① 自然環境 ・緑化の 推進・環 境の美化	② 公害 防止 対策	計
件数	782	648	499	127	2,056 (22.8)	429	253	279	195	1,156 (12.8)	315	121	436 (4.8)	267	118	385 (4.3)
予算額 (百万円)	54,047	11,052	7,380	1,990	74,469 (36.5)	4,794	4,870	2,327	3,003	14,994 (7.3)	6,001	4,109	10,110 (5.0)	8,887	454	9,341 (4.6)
項目	(5) 産業振興					(6) 教育・文化・スポーツ					(7) その他				合計	
	① 農業・ 畜産振興	② 水産業・ 林業振興	③ 商工業 振興	④ 景気対策 ・雇用の 安定等	計	① 学校 教育の 充実	② 社会 教育 の振興	③ 文化の 振興	④ スポーツ ・レクリ エーション 対策	計	① 地域の振 興整備・ コミュニ ティ対策	② 消費者 対策	③ 行政推進 体制の 整備	④ その他		計
件数	645	316	635	100	1,696 (18.8)	766	482	428	525	2,201 (24.4)	266	77	519	233	1,095 (12.1)	9,025 (100.0)
予算額 (百万円)	4,020	1,583	11,217	1,418	18,238 (8.9)	27,882	4,187	7,950	12,460	52,479 (25.7)	7,520	164	12,062	4,836	24,582 (12.0)	204,213 (100.0)

(注) 件数、予算額欄の( )内は構成比(%)を示す。(自治大臣官房地域政策課、昭和59年度市町村における地域政策の動向、ぎょうせい、昭和60年)

厳しい財政事情を反映して前年度比で14.4%減となっているにもかかわらず、スポーツ・レクリエーション対策は増加施策項目の中でも増加率が最も高くなっている。昭和59年度の調査結果<sup>48)</sup>でも市町村の新規単独事業件数は同様の傾向を示しており、教育・文化・スポーツの分野が最も多く、次いで生活環境、産業振興の順となっている。項目別に見れば、最も件数が多いのは住宅・都市基盤の整備であり、次に学校教育の充実、交通・通信体系の整備、農業・畜産振興、商工業の振興で、スポーツ・レクリエーション対策は6番目に位置している。予算規模の面では都市基盤施設の整備、学校教育の充実に次いで第3位にはスポーツ・レクリエーション対策が入っている。加えて、スポーツ関係の事業は他の領域においても組まれているのが特徴的である。最も多いのは老人福祉の面である。わが国における高齢者人口の増加や近年のゲートボールの普及・発達には目覚ましいものがあるが、それをよく反映し、かつ推進していることがわかる。ゲートボール場の新規単独整備件数は附属施設をも含めると、20件を越えており、単独他ではおよそ60近い件数に上っている。また、クロッケー場（新単）やテニス・コート（単）などの整備もみられるし、老人スポーツ大会、ゲートボール大会開催費等を単独で計上しているところもかなりある。他の領域においては、社会教育を別とすれば、件数は少ないが、特に施設整備の面で施策が講じられている。例えば、生活環境の整備ではグラウンド整備や運動公園の整備が新規単独事業として、社会福祉の面では幼児プール（新単）の整備が進められている。産業振興においては、スキー場の整備・改修（単）、勤労者体育センターの整備・充実、環境保全では運動公園の整備（新単）スキー場整備（単）等もみられる。さらに、社会教育の面では町民プール、体育施設や野球場の整備（新単）、学校体育施設開放（新単）、グラウンド照明施設や体育館の整備、プールの維持・管理（以上単）、スポーツ少年団の育成（単）、少年スポーツ大会開催、スポーツ教室開設など多くの施策が講じられている。文化の振興やその他の領域においても、体育館、プール、総合市民スポーツ・センター（以上新単）、スポーツ広場、総合体育館、小運動場（以上単）の整備、さらに自治会対抗球技大会（単）なども進められている。また、保健医療においては健康マラソン大会、障害者スポーツ大会等の開催やスポーツ教室の開設もみられる。

このように、スポーツに関する市町村自治体の施策は多方面に亘っており、独自のものがかなり数多く展開され、またその予算規模及び新規単独事業の面からみてもその重要性を高めていることがわかる。昭和62年度の調

査結果<sup>49)</sup>では新規単独事業件数は教育・文化・スポーツ・レクリエーション、産業振興、生活環境の順に多くなっているが、項目別では住宅・都市基盤施設等の整備、学校教育の充実、商工業の振興、農業・畜産振興、老人福祉対策、安全対策、社会教育の振興、文化の振興、スポーツ・レクリエーション対策となっている。予算規模の面では生活環境が全体の41.5%を占めており、次に教育・文化・スポーツ・レクリエーションの22.7%となっている。項目別では住宅・都市基盤施設等の整備、学校教育の充実、商工業の振興、社会福祉一般・その他に次でスポーツ・レクリエーション対策が5番目に位置している。昭和59年度の場合に比べれば順位は落ちているものの、依然として上位を占めている。

しかし、このような地域におけるスポーツの振興の推進もその地域の実情によって大きな差があることは否めない。例えば、過疎地域ないしは小規模町村は主として農山魚村で、第2次及び第3次産業の発展があまり望めず、自主財源の乏しい地域であるため、産業振興の重点が農林水産業に置かれている。そのことから、農林水産事業費が歳出の18.1%を占める一方、民生、衛生、土木、教育費は他に比べて低くなっており、スポーツ振興費もまた少なくなっていることがうかがわれるのである。過疎市町村が存在する45都道府県に関する前期計画（昭和54～59年度）の事業費総額（補助及び融資事業等の行財政上の援助措置を除く。）でも交通通信体系の整備（61.0%）、産業の振興（35.0%）が大部分で、他は医療の確保、生活環境施設、福祉施設等厚生施設の整備、教育文化施設の整備、集落等の整備となっているが、いずれも2%未満となっている。過疎地域市町村に関する前期計画の事業費については、交通通信体系の整備（36.9%）、産業の振興（22.2%）、教育文化施設の整備（19.2%）生活環境施設、福祉施設、厚生施設の整備（18.2%）となっている<sup>50)</sup>。公共施設等の整備については、表22のように示されている。

体育・スポーツ施設は全国、過疎地域いずれも着実に増加してきており、特に体育館については昭和46～61年の間に過疎地域は約7倍となっており、全国の6倍を上回っている。しかし、いずれの施設も1市町村当たり1箇所の整備に満たないのが現実である。他方では、テニス・コートや照明付きの施設や温水プールの整備が進められているところも増えてきている。これは、地域の活性化や過疎対策に伴う観光レクリエーション、都市交流ないしはイベントの開催などのためのものか、あるいは娯楽施設に乏しい過疎地域における人々のための施設なのか疑問の残るところである。近年活発化している各種

表22 公共施設等の整備水準等

項 目	単位	昭和45年 3月31日		昭和50年 3月31日		昭和60年 3月31日		昭和61年 3月31日		
		過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	
市町村道	良 率	%	9.1	15.7	14.2	21.0	29.8	34.3	31.4	36.0
	舗 装 率	%	2.5	9.8	10.3	21.2	41.8	51.8	44.3	54.3
	自動車交通不能率	%	40.0	36.9	34.8	30.7	24.6	24.4	22.8	23.4
	木 橋 率	%	49.6	33.1	37.1	25.0	13.7	8.5	12.0	7.3
	永 久 橋 率	%	49.5	66.0	62.2	74.3	85.9	91.1	87.5	92.3
耕地 1 ha 当たり農道延長		m	42.3	51.9	46.1	55.4	45.6	51.1	45.3	50.6
林野 1 ha 当たり林道延長		m	4.6	5.0	5.5	6.0	6.9	7.2	7.0	7.3
水道普及率		%	55.7	81.4	66.1	88.4	77.2	93.2	78.0	93.5
小学校	小学校総数	校	6,910	24,790	6,050	24,650	5,369	24,787	5,327	24,737
	うち分校数	校	1,014	2,346	724	1,695	444	979	432	945
	危険校舎面積比率	%	14.7	10.8	14.1	8.4	6.0	1.9	5.2	1.6
中学校	中学校総数	校	2,947	11,040	2,525	10,751	2,125	10,471	2,104	10,517
	うち分校数	校	124	323	51	218	23	102	21	102
	危険校舎面積比率	%	7.3	5.4	8.4	5.3	3.2	1.4	2.7	1.2
社会教育施設	公民館数	館	—	—	—	—	3,392	14,981	3,900	16,925
	1市町村当たり公民館数	館	—	—	—	—	2.9	4.6	3.4	5.2
	図書館数	館	92	853	98	993	141	1,601	153	1,677
	1市町村当たり図書館数	館	0.08	0.26	0.08	0.30	0.12	0.49	0.13	0.52
	蔵書数	千冊	1,228	33,682	1,574	146,588	3,393	117,206	3,674	126,679
	人口100万人当たり蔵書数	千冊	122	322	174	420	406	977	443	1,049
体育スポーツ施設	青少年教育施設数	箇所	—	—	—	—	48	344	46	351
	1市長村当たり青少年教育施設数	箇所	—	—	—	—	0.04	0.11	0.04	0.11
	体育館数	館	143	780	279	1,368	1,002	4,361	1,068	4,646
	1市町村当たり体育館数	館	0.12	0.24	0.24	0.42	0.87	1.34	0.92	1.43
	陸上競技場数	箇所	98	507	151	667	239	957	253	986
	1市町村当たり陸上競技場数	箇所	0.08	0.16	0.13	0.20	0.21	0.29	0.22	0.30
野球場	野球場数	箇所	92	1,241	148	1,614	555	3,745	587	3,894
	1市町村当たり野球場数	箇所	0.08	0.56	0.13	0.50	0.48	1.15	0.51	1.20
	プール数	箇所	—	—	—	—	762	4,267	789	4,491
	1市町村当たりプール数	箇所	—	—	—	—	0.66	1.31	0.68	1.38
コミュニティ関係施設	勤労青少年福祉施設数	箇所					31	516	33	525
	1市町村当たり勤労青少年福祉施設数	箇所					0.03	0.16	0.03	0.16
	児童館数	館					525	3,548	522	3,643
	1市町村当たり児童館数	館					0.45	1.09	0.45	1.12
	老人福祉センター数	箇所					280	1,698	298	1,775
	1市町村当たり老人福祉センター数	箇所					0.24	0.52	0.26	0.55
	老人憩の家数	箇所					678	4,278	651	3,885
	1市町村当たり老人憩の家数	箇所					0.59	1.31	0.56	1.19
集会施設数	箇所					25,829	101,965	26,866	107,063	
1市町村当たり集会施設数	箇所					22.3	31.3	23.2	32.9	

(注) 1 自治省「公共施設状況調」による  
 2 「小学校」「中学校」(危険校舎面積比率を除く)の調査時点のうち、昭和50年3月31日は、昭和51年3月31日である。  
 3 昭和46年～60年の数値のうち、「市町村道」、「農道」、「林道」及び「水道普及率」、「小学校」と「中学校」の「危険校舎面積率」については、61年4月に追加公示された7団体を含まない。  
 (国土庁地方振興局過疎対策室、昭和61年度過疎対策の現況、昭和62年)

のまち・むらづくり運動や交流事業も地域沈下が進行している地域にあっては止むに止まれぬ事情を反映しているのである。また、ゲートボールの普及にしても、昭和60年現在高齢者比率が17%にも達する過疎地域では（全国平均では10.3%）、高齢化の進行に伴ってゲートボール等のスポーツ活動や一般学習活動が活発になる一方で、他のより多くの問題が生じてきているのである<sup>50)</sup>。

ところで、最近スポーツ政策に関して新たな動きが見られる。その一つは臨時教育審議会の答申である。個性重視と生涯学習体系への移行が教育改革の重点であったとされる臨時教育審議会の答申ではその第三次答申<sup>51)</sup>においてスポーツと教育について述べられている。ここでは、生涯スポーツの推進や競技力の向上等について提案されている。生涯スポーツの推進では、年齢や発達段階、環境に応じたスポーツ活動のためのプログラムの開発、研究、スポーツ施設整備の基準の策定と財政措置、施設の規模に応じた指導員の配置、指導者の資格認定制度の整備等が示されている。競技力の向上では、体育を主とする6年生学校の設置あるいは高等専門学校の体育分野の拡大、コーチ制度の整備、スポーツ奨学制度の整備・推進、拡充等が提案され、その他では国立スポーツ医・科学研究所の設置、スポーツ振興推進懇談会（仮称）の設置などの必要が説かれている。第三次答申の生涯スポーツの推進において述べられた指導者の資格認定制度の整備に関しては、既に保健体育審議会によって昭和61年12月10日に社会体育指導者の資格付与制度について建議されていた。これは、地域スポーツ、競技力向上、商業スポーツの3分野にわたるものであり、それぞれ初級から上級指導者資格の基準が設けられている<sup>52)</sup>。さらに、厚生省では、昭和62年5月には急増している民間スポーツ・クラブの指導者の能力に問題があるとして「専門運動指導員の資格制度」の検討を発表し、文部省の指導者資格制度における現行の資格の扱い、財源の裏付けや認定法人の問題等に追討ちをかけ、文部省の新制度との関連などさらに波紋を広げたのである。それに続いて、保健体育審議会・社会体育分科審議会より昭和62年12月16日にはスポーツ・プログラマーの養成についても建議されたのである<sup>53)</sup>。そこでは、スポーツ・プログラマーは、運動・スポーツを実践しようとする者に対し、その目的に応じた適切な運動・スポーツ活動のため、スポーツ相談、体力測定等に基づくスポーツ・プログラムの提供を行うとともに、運動・スポーツ活動が安全で効果的、かつ楽しく実践できるよう指導することとされている。そして、その養成は地域のスポーツ活動と商業スポーツ施設における活動の分野において示されている。地域ス

ポーツの指導者について言えば、確かに日体協の公認指導者でさえ31,798人（昭和63年4月現在）と少なく<sup>54)</sup>、また、昭和60年の調査<sup>55)</sup>では公共スポーツ施設の指導者数は1施設当たり0.3人、専任の指導者は0.1人と極めて貧困な状況である。このような指導者不足を補い、かつ支えてきたのは無数のボランティアである。指導者の資格制度はこれら愛好者の資質の向上には役立ち、またそれは歓迎すべきことかも知れないが、彼等の情熱と資格取得に要する時間や費用についての配慮が今回の資格制度には欠けているのである。国は単に指導者資格取得の方向と基準設定を行うにすぎず、言わば指導者養成の民間への委譲としか思えないものである。他方、スポーツ施設や場所、指導者などの慢性的不足が指摘される中で、臨時教育審議会の答申で示されたスポーツ施設整備の基準の策定と財政措置、施設の規模に応じた指導員の配置については何等施策は講じられてはいない。ここでも、財政負担を極力押さえようとする文部省の姿勢が見られる。このような状況ではもはや文部省でのスポーツ行政に限界を来たしているとしか言いようがない。その一方では、昭和62年10月に国際競技でメダルを取るために中曽根首相の強い要望で発足した首相の私的諮問機関「スポーツの振興に関する懇談会」は63年3月に報告書を提出した。また、それに先立って、中島文相はスポーツ振興の中で、競技選手の育成、強化に本格的に取り組む意向を示したことが報じられている<sup>56)</sup>。

こうした地域スポーツ振興の国レベルにおける施策の行き詰まりに対して、別の方面から地域のスポーツに影響を及ぼす状況が芽生え始めている。昭和62年5月に「総合保養地域整備法」が成立したのである。いわゆるリゾート法である。リゾート開発振興は、同年6月に国土審議会です承された四全総における地域振興として、また内需拡大の目玉プロジェクトとされている。それは、スポーツ・レクリエーション、文化・教養、保養、交流などの民間施設を集中する重点整備地区数箇所を備え、全体で15万haを標準とするものであり<sup>57)</sup>、地域経済の再建も期待されているが、乱開発の傾向も懸念されている。それにしても、地方は企業誘致、大学・研究機関の誘致に次ぐ、第3の誘致合戦を繰り広げている。リゾート開発は設備の整ったスポーツ・レクリエーション施設の整備をもたらすかも知れないが、それは地域住民のスポーツ活動からは程遠いものになるだろう。

## おわりに

戦後初期においては、戦後の荒廃と復旧という状況の



中で社会教育法が制定され、スポーツに関する政策は社会教育政策の一環として展開されるようになり、スポーツ組織への財政援助は禁止されるようになった。そのため、地域のスポーツに関する政治的措置はシンボルや教育の限られた側面にとどめられ、かつ施設についての施策は講じられることはなかった。それに対し、自治体レベルでは小額ながら施設の面について資金が支出され、また大会開催等を通して組織への援助も行なわれていたことがうかがわれる。しかし、それも当時の社会的状況や国レベルの施策の貧困等から自ずと限界があった。その後、社会、経済の再建と復興を背景に国際競技会誘致ないしは開催に関連してスポーツの振興が論議されるようになり、それに付随して一般市民あるいは国民スポーツの振興にも次第に着手されるようになったのである。しかし、施設の面にしてもスポーツに関する活動の面にしてもモデル措置や青少年を中心としたものなどであり、現実には理念としての一般市民あるいは国民スポーツの振興という大きな枠だけが先行し、内容の伴わないものであった。それに、一般市民あるいは国民スポーツの振興はそのいきつくところ地域のスポーツの振興であることが視野の中に入っていないながら、オリンピック大会東京誘致という大きな目標の前にはそれが明確な施策として位置づけられることはなかった。そのような状況の中でも国際競技会、特にオリンピック大会東京誘致に関連してスポーツの振興が論議されるようになったことは昭和36年のスポーツ振興法の成立を促すことになったのである。

スポーツ振興法の制定以後、地域のスポーツ施設の整備を中心に施策が講じられ、また当時、問題となった健康や体力の維持、増進に関するスポーツの機能的意義が強調され、それに関する施策も打ち出された。しかし、実質的には、昭和47年開催の札幌オリンピックの諸準備が施策の中心であったことは否めない。それに比べて、地方自治体ではこの時期、かなり着実にスポーツの振興が進められていた。しかし、地域のスポーツの振興が明確な政治的課題として、かつ重要な政治的課題として位置づけられるようになるのは、保体審の答申もさることながら、より大きな社会・経済的諸問題、特にコミュニティ再形成の問題が浮上したことによるものであった。いわゆるコミュニティ・スポーツ振興構想である。文部省の地域のスポーツに関する予算も増額され、施設とともに、組織、教育の面の充実に関する措置が強められていた。また他省庁の関係予算も増額され、かつ施策も強化されつつあった。さらにコミュニティ・スポーツの振興は、地方と中央との調整、対峙の図式の中で現れてき

た地方文化、また社会の急激な変動の中で求められてきた生涯教育とも結びつき、地域のスポーツの振興は脚光を浴びたのである。地方自治体でも以前にも増してスポーツの振興は重要な政治的課題となり、その振興は多様な社会の諸価値に結びつけられ、コミュニティの再編成、社会教育、地域開発あるいは観光開発などと関連しながら展開されていた。しかしながら昭和55年度以降の国の財政再建の影響は関係予算措置の停滞、予算の減額となって現れ、地方自治体の要望に応えられない状況を生み出している。文部省では予算の減額をプログラムの工夫によって、政策の主導権を堅持しようとしているが、もはや同省を中心としたスポーツ政策、行政の展開は限界にきているように思われる。

これまで述べてきたように、わが国のスポーツに関する政策には国民、大衆、一般市民のスポーツという大きな枠だけが理念として存在し、その内容としての地域社会におけるスポーツという基点に欠けていた。その萌芽は昭和30年代前半に見られたが、オリンピック大会開催の前に霞んでしまったのである。その後の高度経済成長に伴って生じた弊害やその破綻はスポーツの見直しやコミュニティ・スポーツの振興を導きだしたが、それは、他の領域への有効性との関連において浮上してきたものであった。他方、地域レベルでは、そのような国レベルの政策と関連しながらも、人々の生活が直接関係するだけにその施策の展開は地域の状況に左右されているようである。しかしながら、この側面については充分な検討を行うまでには至っていない。本稿において残された課題も多く、今後、さらに研究を進めていきたいと考えている。

#### 注

- 1) 文部省年報, 74, 昭和21年度, p. 11, 14., 日本体育協会, 日本体育協会五十年史, 1953, p. 540.
- 2) その成立過程については次のものを参照されたい, 藤田秀雄「社会教育法の制定」, 碓井正久編著, 社会教育, 東大出版会, 1980.
- 3) 江橋慎四郎「社会体育の進展」, 前出 2), p. 589.
- 4) その他, 同年度には第1回アジア競技大会選手団派遣費補助金1千万円も予算化されている。
- 5) 柳田亨, 社会体育, 世界書院, 昭和26年, p. 239.
- 6) 戦争直後の国民一般の生活状態は「耐乏生活」, 「たけのこ生活」とともに「赤字生活」であり, この赤字生活は1951年まで続いた。細谷昂・八木正編, 現代への社会学的接近, アカデミア出版会, 1977年, p. 189.

- 7) 体協時報, 42: 451, 1955.7., 45: 499, 1955.10.
- 8) 第26回参議院文教委員会会議録第24号
- 9) 体育社会学研究7, 道和書院, 1978, p. 112,
- 10) 坂田期雄, 地方自治制度の沿革, 現代地方自治全集 第1巻, ぎょうせい, 昭和52年, pp. 316~317.
- 11) 同書, p. 321.
- 12) 文部時報, 988: 74, 1959.12.
- 13) 文部省体育局体育課「地方における青少年スポーツ活動の現況」青少年スポーツ活動指定市町村実態調査報告書, 昭和35年11月
- 14) 金田智成「条解スポーツ振興法」体育科教育第23巻 4~12号, 1975.4~12.
- 15) 第38回衆議院文教委員会会議録第25号
- 16) 但し, 施設費については1961年度から学校プール建設に, 1963年度から公・私立の運動場照明施設の整備に, さらに1965年度からは公立高校の柔・剣道場の整備に関する補助金が含まれている.
- 17) 栗本義彦編著, 社会体育, 第一法規, 昭和41年, p. 186.
- 18) 文部省, 青少年の健康と体力, 昭和41年, pp. 219~220., わが国の社会教育, 昭和41年, pp. 89~90.
- 19) 文部省体育局スポーツ課, 地域におけるスポーツ実態調査報告書, 第1~4集, 昭和38年3月, 40年1月
- 20) 総理府監修・国民健康づくり運動協会編, 体力づくり指導者の手びき'66年度版, 昭和42年, pp. 30~69.
- 21) 施設整備費と同管理費とを合せた経費の住民一人当たりの金額は, 事業費における平均額と住民一人当たりの金額の割合から算出したものであり, 推定額である.
- 22) 保健体育審議会「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について(中間報告)」昭和46年6月
- 23) 園田恭一, 現代コミュニティ論, 東大出版会, 1979, p. 147.
- 24) 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」昭和46年4月
- 25) 経済企画庁「経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——」, 1973.
- 26) 経済企画庁「コミュニティ・スポーツ施設整備計画調査報告書」1974年3月
- 27) 同事業費については, 「国と地方の文教予算」(昭和48年)や「文部時報」(第1150号, 1973.4.)などにおいて誤りがあり, そのため, 拙稿「我が国のスポーツに関する財政政策(2)」島根大学教育学部紀要(教育科学編)第16巻, 1982. において1億4,080万円としたが, その後の調べにより, 4,080万円が正しいものと判明した. 文部時報, 第1162号, 1974.4. 文部省年報, 101号, 1975.
- 28) 文部時報, 第1162号, 1974.4 文部省年報, 102号, 1976.
- 29) 体育館, プール, 運動場等の施設であるが, 現在では体育館が中心となっている.
- 30) 総理府「昭和50年度体力づくり関係省庁施設整備内容」昭和50年10月
- 31) 財政調査会, 国の予算, 昭和47年度版, 同友書房, p. 308. 及び同書, 昭和52年度版, pp. 408~410.
- 32) 秋本敏文・田中宗孝, 地方自治制度, 現代地方自治全集2巻, ぎょうせい, 昭和53年, pp. 290~291.
- 33) 松原治郎編著, 地域の復権, 学陽書房, 昭和55年, pp. 16~17.
- 34) 健康と体力, 13(9): 19-25, 1981. 8.
- 35) 国土庁, 第三次全国総合開発計画, 昭和52年11月,
- 36) 石川淳志・高橋明善・布施鉄治・安原茂, 現代日本の地域社会, 青木書店, 1986, pp. 282~283.
- 37) 中央教育審議会「地域社会と文化について」(答申) 昭和54年6月8日
- 38) 安原茂「地方文化研究の視点と問題状況」, 地域社会研究会編, 地域社会研究の現段階的課題, 時潮社, 1979, p. 260.
- 39) 同書,
- 40) 地域スポーツ, 文化, 芸術の振興に関する連絡会議「地域スポーツ, 文化, 芸術の振興に関する方策について」昭和58年6月10日
- 41) 国生寿・吉富啓一郎・川原黎治・加藤雅晴, 社会教育の展望——二十一世紀をめざして——, 学文社, 昭和63年, pp. 218~219.
- 42) 中央教育審議会「生涯教育について」(答申), 昭和56年6月11日
- 43) 健康と体力, 13(5): 11, 1981. 4..
- 44) 文部時報, 1259: 49, 1982. 4.
- 45) 文部時報, 1269: 87-88, 1983. 2., 1272: 73, 1983. 5.
- 46) 文部時報, 1308: 64-65, 1986. 4.
- 47) 自治大臣官房地域政策課地域政策研究会編, 昭和58年度 市町村における地域政策の動向, ぎょうせい, 昭和59年
- 48) 自治大臣官房地域政策課地域政策研究会編, 昭和59年度 市町村における地域政策の動向, ぎょうせい, 昭和60年

- 49) 自治大臣官房地域政策課，昭和62年度 市町村における地域政策の動向調査報告書，昭和63年
- 50) 以上，国土庁地方振興局過疎対策室監修，過疎対策の現況（昭和61年度版），1987. による.
- 51) 臨時教育審議会「教育に関する第三次答申」，昭和62年4月1日
- 52) 保健体育審議会「社会体育指導者の資格制度について（建議）」昭和61年12月
- 53) 保健体育審議会「スポーツプログラマーの養成について」昭和62年12月16日
- 54) 体協時報，418：25，1988. 6.
- 55) 文部省「体育・スポーツ施設現況調査報告」昭和62年1月
- 56) 朝日新聞，昭和63年2月15日
- 57) 朝日新聞，昭和63年2月27日